

平成21年第3回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成21年6月16日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（19名）

1番	黒田 芳 弘	2番	舩 渡 洋 子
4番	白 井 悦 子	5番	高 田 文 一
6番	高 橋 勝 美	7番	安 藤 重 夫
8番	道 下 和 茂	9番	浅 野 英 彦
10番	中 村 重 光	11番	村 瀬 明 義
12番	若 原 敏 郎	14番	後 藤 壽 太 郎
15番	上 谷 政 明	16番	大 熊 和 久 子
17番	大 西 徳 三 郎	18番	戸 部 弘
19番	高 橋 秀 和	20番	遠 山 利 美
21番	鵜 飼 静 雄		

欠席議員（1名）

13番 瀬 川 治 男

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 河合重光

議会書記 安藤正和

議会書記 吉村太志

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 高橋勝美君と7番 安藤重夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

1番 黒田芳弘君の発言を許します。

1番（黒田芳弘君）

ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして私の質問を始めます。

冒頭に、お礼と報告をさせていただきます。

まず一つ目でございますが、私が昨年度、危機感を持って取り組んできました外山小、根尾小の複式学級についてであります。行政各位の速やかで的確な御判断により、補助教員を当て、主要授業は別れて行う方法を取り入れていただきました。保護者の不安も払拭され、子供たちも安心して元気に学校生活を送ることができております。保護者の感謝の気持ちを代弁いたしまして、心よりお礼を申し上げます。今後、これをよりよいものに進化を図り、過疎地域の教育モデルの一つとして、この本巢より発信していくことを願っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

そして、もう1点は報告でございます。

この地域も梅雨に入りましてしばらくはうっとうしい季節が続きますが、この定例会が終わったころより根尾のあちらこちらで蛍が飛び交うことと思っております。このたび、行政に負担を求めることなく、まずは自分たちでやってみようということで、地域のみみんなと一緒に大須蛍を見守る会を立ち上げました。既に、散策する道を重機や草刈り機を使いましてきれいにして、ことは今まで暗く危険であった道をキャンドルでともし、ムードを演出しようということで、6月27

日に子供たちにも参加を呼びかけ、飾りつけをし、点灯式を予定しております。きっと、ことしもたくさんの蛍が飛んでくれることと期待をしております。ぜひ、皆さんも一度おいでくださいますよう御案内を申し上げます。

さて、今回は今までの私の質問とは違って、私からの提案は一つもございません。私のところへ毎日毎晩のように寄せられる市民の皆様の声として、誠意ある健全な批判をさせていただきます。問題が改善されますよう、誠意ある御答弁をいただきますよう御期待を申し上げながら本題に入らせていただきます。

まず1点目、情報通信基盤整備（市域のデジタル化）についてでございます。

本市においても、春からデジタル放送が全域で見られるようになり、ケーブルテレビの放送も始まりました。本巢市を題材にしたCCネットの制作番組「もとピックス」も放映をされ、市内のさまざまな行事で知っている顔も拝見でき、私も楽しんでおります。よく藤原市長もこれに登場いたしますが、最近は大分テレビなれをされたようで、表情にも余裕が感じられていますし、つくづく思うことは実物よりも相当テレビ映りがいいということで、大分そういう面では得をしているなど思いながら見させていただいております。

市域のデジタル化につきましては、CCネット本巢局による第2期工事である本巢北部と根尾全域対象の3月末までの加入料と標準工事費の無料キャンペーンによって、市域の多くで加入が促進されたと予想がされますが、このエリアとその他一部の難聴地域では、これに加入しない限りは2011年から始まるデジタル方式への完全移行によりテレビが見られなくなるわけであり、これ以外の地域とは、毎月最低で受信料の1,050円の格差が続くこととなります。加入して見るようになって気づいたことでありますが、南部地域において普通のデジタル放送とケーブルテレビの毎月1,050円の地上デジタルコースの大きな違いは、「もとピックス」とか「こちら本巢市情報局」といった本巢局の番組が見られるか見られないかぐらいであり、これにつきましては、今後加入者が減少していくのではないかと考えられます。この場合において、北部の選択権がない地域のこの毎月1,050円の料金の維持さえもできるのかと心配をされるところでございます。

そこで、まず1点目、市内のケーブルテレビ、インターネットの加入状況につきまして、企画部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、議員御質問の市内のケーブルテレビ、インターネットの加入状況について御回答申し上げます。

市の情報通信基盤の整備につきましては、平成21年4月にCCネット本巢局が一部地域を除いてと言いますと、根尾の黒津、越波、大河原を除いて、市内全域において開局をいたしたところでございます。

加入の状況につきましては、ケーブルテレビは第1期エリアといいますと本巢トンネルから南でございますが、これにつきましては30.4%。第2期エリアの加入率につきましては91.6%となっており、市全体では37.6%という状況でございます。

また、ケーブルインターネットにつきましては、第1期エリアの加入率が14%、第2期エリアの加入率が32.4%ということで市全体では16.1%という状況でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。

今、1期エリアでは全体で30.4%、そして2期エリアの地域では、91.6%という大変加入率が高いことがわかりました。

続きまして、二つ目の質問に入らせていただきます。

未加入者への今後の対応についてであります。南部のケーブルテレビに加入しなくても地デジ放送が視聴できるいわゆる選択できる地域につきましては、CCネットの本巢局が、今後たくさんの人に見てもらおうよう、番組を充実させることが大切と思いますが、このことにつきましては民間会社の独占部分でありますので、直接関係はございませんが、ケーブルテレビに加入しなければテレビが見られなくなる地域については、今後大きな問題が生じてきます。市域には防災無線が整備をされていますが、事が起こった緊急時にはサイレン等が鳴り周知できますが、岐阜県や東海地方などの広域的な情報や非常時の台風、大雨、地震等の発生時の予防、心構えの部分ではやはりテレビからの情報を欠くことはできません。こういった防災面に関しても欠くことのできないテレビ自身につきまして、まだ残っております未加入者への今後の対応につきまして、企画部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、ただいまの未加入者の今後の対応についてということで御回答を申し上げます。

CCネット本巢局におきましては、ことしに入りまして6回ほどのキャンペーン、あるいは月3回ほどの新聞折り込みのチラシによりまして、加入促進を行っておりますが、市におきましても、CCネットとの間で取り交わしました協定書に基づきまして、4月から行政情報番組の放送開始や加入促進チラシを配布しております。今後も、各庁舎のロビーに行政情報番組コーナーというものの設置をすることや、市の広報誌への掲載などによる必要なPRも行っていきたいということ。また、そのほかに、ただいま議員が御指摘されました災害時の情報につきましては、緊急放送等をしていただくような要請も今後していきたいというふうに考えておりまして、そういったことを含め

まして、今後も未加入者につきましては、今現在ある基盤でできるよういろいろなコンテンツを考えながら加入の促進も図っていきたいというふうに考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。

3番目の質問に移ります。この質問につきましては、まず資料の1を見ていただきたいと思いません。

この資料につきましては、昨年9月の定例会において9月10日の全員協議会の中で報告があったものであります。8月22日に地域審議会より市長へ提出されたものであり、この12番目に情報化に対する事業が載せてあります。私といたしましては、これを受けどんな形で21年度事業を予算計上するのか注目をしていましたところ、何も予算化されなかったわけでありましたが、ただいま御説明があったよう、無料キャンペーンによって加入が進んだ現状において、今後どのような事業をやっていくのか、副市長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問の答弁を副市長に求めます。

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

根尾地域の不均一課税充当事業としての情報化についてお答えいたします。

根尾地域を含みます市内の北部地域のケーブルテレビ及びケーブルインターネットにつきましては、平成20年度に中部ケーブルネットワーク株式会社において整備事業が行われ、本年4月からは地上デジタル放送や高速インターネットが利用できるなど、市内全域の情報基盤が整備されたところでございます。

根尾地域の不均一課税充当事業につきましては、黒田議員の発言通告に添付されております資料の2の方でございますように、「根尾地域における超過課税分の取り扱いについて」に記載がありますとおり、根尾地域の振興に資する事業・施策に充当するものとされております。今回、根尾地域審議会から御提案をいただきましたデジタル放送受信機購入に係ります助成事業につきましては、市内全域の情報基盤が整備された状況におきまして、根尾地域の振興に資する事業・施策にはなじまないものとして、また根尾地域のみ購入助成を行う場合には、他の地域との格差が生じることから、予算化を見送らせていただいたところでございます。今後、根尾地域の情報化推進のため必要となります事業・施策が考えられる場合には、検討してまいりたいと考えます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

ただいまの答弁におきまして、現在の段階では、デジタル化に伴う事業としては、根尾地域に関しては必要とするものは何にもない。また、今後必要とするものがあれば、その都度検討するといったような内容でありましたが、私が考えますところ、この問題につきましては、10年先20年先には場合によっては必要な事業も生じてくるかとも考えられますが、この不均一の活用期間が5年に迫った今、ここ数年においては毎月の受信料以外必要となるものは何もないと考えますが、この部分だけは将来にわたって基金として残し、充当させるという考えとして理解してよろしいのかどうかわかりませんが、この続きにつきましては次の質問に関連をいたしますので、そちらの方で市長にお伺いしたいと思いますので、デジタル化についての質問はこれで終わります。

二つ目でございます。不均一課税（超過課税分）の充当事業についてでございます。

不均一課税について、資料の2を見ていただきながら改めまして確認をいたしますと、5年前の新市への合併に当たり、合併協議の調整方針において、高い負担に対して高いサービスを提供するという考えのもと、根尾地域のみ不均一課税を実施し、旧根尾村に展開された高いサービスを継続する理由としております。地方税法第7条と合併特例法第10条の規定も絡めて、合併から5年間根尾地域のみ固定資産税率を1.7%に設定をいたしました。これにより超過税率分の0.3%を財源とし、根尾地域のみに展開する高いサービスと振興に資する事業・施策に充当するというところで、合意に至った経緯でございます。これを要約いたしますと、合併に当たり、当時人口二千数百人で、広大な面積を抱え、何かとお金がかかるこの地域が、同等のサービスを受けられるため、また合併してもらった南部の地域に少しでも負担をかけないようにと考え、取り入れた苦肉の策であると私は考えます。5年が経過し、0.3%の上乗せ分の徴収が終了した今、地域振興基金として活用される中、今後大切な問題であると考え、今回、これを取り上げました。

そこでまず1点目、この不均一課税充当事業の当初の計画とその推移、そして現在までの実施状況と今後の計画について、林政部長兼根尾総合支所長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長兼根尾総合支所長に求めます。

林政部長兼根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

不均一課税（超過課税分）充当事業についてのうち、当初の計画とその推移、実行状況と今後の計画はの御質問にお答えをいたします。

不均一課税充当事業は、超過課税分を財源として、高い負担に対して高いサービスを提供するという考え方を掲げ、事業項目について、旧根尾村で行われてきた事業12項目と根尾地域の振興事業を計画し、充当見込み額12億1,000万円として事業を見直ししながら、毎年度予算に計上し、事業を実施してきたところでございます。超過課税分を積み立てました地域振興基金は、活用期間を10年間として事業を進めてきましたが、平成20年度に不均一課税収入期間が終了することから、すべての充当事業について見直しをしたところでございます。

また、今まで充当しました事業費は、平成20年度までに5億7,161万7,000円で、残りの事業費は6億8,116万3,000円となります。今後においても、継続事業や新たな事業も含めて根尾地域の振興に資する事業・施策について、根尾地域審議会で十分協議し進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ただいま御説明がありました。先ほどの私の質問の中にありましたデジタル化の事業が充当事業としてなくなったため、当然、これに充てていた事業費は今は宙に浮いた中、見直しをかけ、これに変わるものを計画をしなければ、その分基金が余るはずでございますが、その点につきましては、現在どのようになっているのか、再度、所長に御答弁をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

林政部長兼根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

新たな事業につきましては、現在具体化はしておりません。しかしながら、先ほどお答えいたしましたとおり、今後、根尾地域審議会で十分協議し計画をしまいたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

答弁は結構ですが、事業の見直しにつきましては、少しばかり計画性に乏しいと感じております。限りある基金でございますので、変更があったその都度、地域審議会と協議を持ち、しっかりと計画をされることを望みます。

2点目に移ります。

不均一充当事業の遂行については、市長の諮問機関である地域審議会が設けられ、その策定手順といたしまして、1番目、地域審議会の提案や住民等の意見をくみ取り、根尾総合支所長が原案を作成する。2つ目に、行政内部で事業の妥当性、財源としての充て方等を審議し、行政案を作成する。3番目に、市長から行政案を地域審議会に諮問し、地域審議会からその答申を受ける。4番目に、市長から議会に対し報告をして了解の上、不均一課税充当事業計画書決定としております。

また、計画の見直しについては、毎年度必要な見直しを行う、翌年度の当初予算を編成する時期に合わせて、さきに述べました1から4の手順を踏むとしておりますが、策定から事業を確定し、予算化する過程に当たり、これのためにつくられたとも言える地域審議会の思いと、予算執行に当

たる行政側が、しっかりと意思統一がなされていないのではないかと私は心配をしております。

2年前には、合併協議確認事業にはなかったうすずみ温泉への運営補助として緊急的に5,000万円を活用したときも、地域審議会で十分な議論、協議もされないまま半ば強引に行政側が押し進めたようでありまして、先ほどのデジタル化事業に関する事業においては、地域審議会が必要とし提案したにもかかわらず、事業化しなかったとも伺っております。当然、地域審議会とは、会長が開催の必要があったときに招集をし、協議されるべきものと考えますが、年4回の限られた協議予算の中では、必要とする緊急的なときに会議が開けないようでは十分な審議がされず、毎年度ごとの予算編成に支障を来し、上乘せまでして徴収したこの不均一という大切なお金が本当に当初の目的を達成し、住民のために有効に使われることはできないのではないかと思います。地域審議会と行政とのあり方について、今後の改善も含め、市長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問に対しての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、ただいま黒田議員の方から御質問がございました審議会と行政の関係、そのあり方ということにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

言うまでもなく、地域審議会と申しますのは、合併に伴う行政区域の拡大によりまして、住民と行政の距離が広がり住民の意見が施策に反映されにくくなると、そういうことがないように合併後も地域の住民の声を施策に反映するきめ細かな行政サービスを行っていくために、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、合併協議により設置されるものでございまして、こういった法律の趣旨に基づきまして、本巢市におきまして、合併から平成25年度までの10年間を設置期間といたしまして、根尾地域に設置されたものでございまして、市の附属機関に位置づけをされております。

地域審議会の役割と申しますのは、先ほど黒田議員の方からも仰せでございましたけれども、旧合併市町村におきまして告示をされました地域審議会の設置に関する協議によりまして、一つ目には、設置区域に係る新市建設計画変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議・答申することというのが1点、また二つ目は、同じようなことで市長に意見を述べることというこの二つの項目が規定されております。こういったことで、市といたしましては、こうした地域審議会の設置趣旨などを踏まえ、地域審議会からいただきました御意見につきましては、市全体の施策も勘案しながら、市政にしっかりと反映させてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

ただいま市長に答弁いただきましたように、意思の疎通を図りまして、この貴重な血税が地域住民のため有効に使われますようお願いを申し上げます。

続きまして、三つ目の質問に行きます。

合併して5年が経過した現在と合併協議の中で事業計画されたときの時間の経過によって、社会情勢や条件、取り巻く環境等が当時とはかなり変化をしております。先ほどのデジタル化事業には、必要がなくなったとしておりますし、2年前には予定になかったうずみ温泉の応援補助も緊急的に使われております。また現在では、新しい事業も必要になってきているのではないかとも思われます。現在は、ことしも含めてあと5年となっている活用期間において、駆け込み的に将来に負担を残すような使われ方がされないかとも私は心配をしております。根尾の住人が0.3%上乘せまでしてつくったこの大切なお金を、住民に対し有効に使ってほしいという思いが私にはございます。この地域振興基金の活用期間の延長についての考えはございませんか、市長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、二つ目の地域振興基金の活用期間の延長の考え方につきまして、お答えを申し上げます。

地域審議会の設置期間と、先ほど御答弁で申し上げましたように、合併協議で本巣市新市建設計画の期間を考慮し合併後10年間、そういう設置期間ということで定められております。また、平成17年3月25日の議会の全員協議会におきまして、超過課税分の事業への未充当額につきましては、地域振興基金に積み立てて管理することと、そういうことになっております。そして、この地域振興基金の活用期間というのは10年間ということで、超過税率分または徴収した期間に限らず、すべて根尾地域のために充当しなければならないということも、同協議会で合意をされておりまして、現在に至っております。このため、固定資産税の不均一課税により積み立てられました地域振興基金の活用期間といえますのは、平成25年度までを現時点では予定をいたしてありまして、さらなる期間の延長というのは、今は考えていないところでございます。しかしながら、先ほど黒田議員のお話にもございましたように、新たにいろんな事情も出てきておるといってお話もございまして、また、先ほど御答弁申し上げましたように、この基金というのは、すべて根尾地域のために充当するんだということも、議会の総意ということで決定もされておりますので、いずれにいたしましても、この期間の満了するまでの間に執行残ということがもし出てくれば、そういうようなことも検討しなければなりませんけれども、ただ、現時点では、今からそういうことを想定して執行しておるといことはございまして、ぜひ、審議会の皆さん方を初めとする関係する皆さん方の御意見を伺いながら、25年までの期間内に事業の完了というのを目指していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1 番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。

ただいま、根尾地域の振興に使い切るという明確な御答弁をいただきましたので、少しばかり安心をしました。今後、地域審議会と綿密な協議を行い、計画性を持って有効に使われますことをお願いし、この二つ目の質問を終わります。

三つ目、友好都市提携を結んだ越前市との交流についてでございます。

これにつきましては、平成18年の10月1日に本巢市は越前市と友好都市提携の盟約を結びました。越前市との交流経緯につきましては、資料の3にありますように、合併前の平成6年4月7日に旧根尾村と旧今立町が姉妹縁組を結んだことから始まり、最近では、うすずみレセプションやサマーフェスティバルに招待をしたり、また私たち議員間でも菊人形展に招かれたり、うすずみ温泉に来ていただいて懇談会を開いております。現在では、この程度のことでございますが、両市の交流推進は互いの地域活性化と市民のさまざまな視野拡大、意識向上を促し、それが行政への共同参画につながるものと考えます。また、交流事業として平成7年の旧根尾村の時代から続く体験学習「今立と海」によって、将来を担う子供たちが人間性をはぐくみ仲間相互の連帯感や、社会性の向上に役立つと考えます。

そこで、まず1点目、両市の交流を今後どのように深めていくのか、本市の計画について企画部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、黒田議員さんの3点目の友好都市提携を結んだ越前市との交流につきまして、今後どのように交流を深めていくのかということでございますが、越前市との交流につきましては、旧根尾村と旧今立町がお互いに継体天皇ゆかりのうすずみ桜を有することを機縁といたしまして、平成6年4月7日に姉妹縁組が結ばれ、以降、イベント等を通じまして交流を進めてきたところでございます。両町村が合併したことによりまして、平成18年10月1日に本巢市と越前市がそれぞれの地域的特性を生かした個性的な都市づくりと地域住民の福祉向上を図るため、両市市民間における文化・教育・産業・経済などの各分野の交流を促すとともに、相互の交流と友好と繁栄を一層推進することを誓い友好都市提携盟約を結んだところでございます。以前から実施しております事業に加えまして、両市の議員あるいは職員の交流等を行っているほか、平成20年度には、本巢地域の自治会長会さんあるいは本巢市の消防団根尾方面隊などによる交流も行われております。今後本巢市と越前市との市民が相互に親善を深め、真に意義ある民間相互の交流を推進していくために、平成21

年4月27日に19の各種団体で構成します本巢市友好都市推進協議会を設立しております。同協議会につきましては、友好都市提携の趣旨を啓蒙普及し、友好親善事業の窓口となるほか、協議会構成団体が交流事業を行う際には、必要な経費の一部を助成するなど、交流事業を支援することによりまして、市民間相互の交流を一層推進していくことといたしております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ただいま御説明ありましたこの協議会でございますが、私が所属しております市連合PTAもこの協議会に加盟をしております。先日、その役員会の中で協議がございましたが、助成金の上限が1団体4万円かつ1人2,000円ということであり、大分自腹を切らないと何もできないかなということでも会長も大変悩んでおりました。協議会の加盟団体の中でも、PTAなどといった本当にボランティア団体と商工会のようなみずからの商売にも役立つような団体とでは、自己資金を使うことに温度差が生じてきますし、この交流事業そのものが行政からの押しつけではなく、団体みずからの意思のもとに行われることが望ましいし、またそうでなければ上辺の形だけのものにしかなくなっていきません。そういった点についてどのようなお考えなのか、再度、企画部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

協議会の助成が一部ということで、上限もあり、また1人2,000円というような状況の中、各種団体によりまして資金の格差があるというようなことから、そのことについてどう考えるかということでございますが、本巢市の友好都市推進協議会の設立に当たりましては、今年の1月から2月にかけて、設立に係る趣旨説明を各種団体にさせていただきました。そこで、賛同していただいた19の団体に加入させていただきました。今後、この協議会を窓口として、それぞれの団体において交流が行われるというふうに考えております。それぞれの団体で活動内容、あるいは資金等がさまざまでございますので、例えばそれぞれの団体で毎年行っておられます視察研修の行き先をことは越前市にしてみるとということなど、無理のない範囲でできる交流から行っていただければ、一部ではあります協議会から助成されますので、御理解賜りたいというふうに思います。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

今、部長が申されましたように、ことしが初めての年で、ゼロからのスタートということでもありますので、今後よりよい方向を探って事業を進めていただけるようお願いを申し上げます。

2点目に移ります。

今日までの、この越前市との交流の代表的なものとして、旧の時代から続く根尾小学校6年生を対象にした「今立と海」がございしますが、これまで行われてきたこの事業の参加状況はどのようなのか、また、体験した子供たちの反響と子供たちにとっての効果について、教育長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいまの「今立と海」の参加者の状況と、その効果につきましてお答えをしたいと思います。

この事業につきましては、旧の根尾村の時代から行われ始めたものでございまして、現在では、根尾地域の青少年育成市民会議の地域活動の一環として実施されているものでございます。

ことして15回目となるわけでございますが、本事業の実施につきましては、地域青少年育成市民会議の会員の方々が中心となっておみえになられます実行委員会において、計画・実施されているところでございます。夏休みに、根尾小学校6年生を対象に越前市、旧の今立町でございますけれども、また敦賀市において体験学習として実施をさせていただいているところでございます。

合併後の参加者の状況でございますけれども、昨年度までの5年間でございますが、どの年も6年生全員が参加しておりまして子供たちにも大変好評な事業と、そんなふう心得ているところでございます。

本事業の効果につきましてでございますけれども、根尾地域の特色ある青少年育成活動といたしまして、毎年の育成市民会議におきましても御報告をさせていただいているわけでございますけれども、地域の子供たちの豊かな人間性の育成、そして、越前市、今立も含めてでございますけれども、その文化、風土、こういうものを知ることなどの効果が上がっている。そういうふうに教育委員会としてはとらえているところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

1番 黒田君。

1番（黒田芳弘君）

3点目の質問に入ります。

ただいま御答弁にありましたように、希望者参加型の事業でありながら紙すきで自分たちの卒業証書を作成するといった、もはや全員参加が当然で一つの学校行事となっている感もございします。参加した子供や親から聞きますと、この卒業証書を自分たちでつくことに思い出が深く、海水浴やお買い物も体験でき、中には修学旅行よりも思い出に残るといった、子供たちがとても楽しみにしている伝統的な体験学習事業と伺っております。私は、この「今立と海」が越前市との交流において、また、子供たちにとっても有意義で好ましい体験学習と考えます。今まで、旧今立から続く

この子供たちが広告塔となって越前市との交流の象徴としてリードしてきました、この「今立と海」を、例えば対象者を広げるとか、越前の子供にもこちらへ来て何かの体験をしてもらうようなこともよいかと存じますが、越前市と友好締結をした今、これからこの「今立と海」をどのように広げ推進していくのか、教育長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいまのことにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま、今後の方向についてということでお尋ねがあったわけでございますけれども、この事業につきましては、先ほども申し上げたわけでございますが、根尾地域の青少年育成市民会議が取り組んでおります事業でございます。私どもも大変特色ある事業だというふうにとらえておるところでございます。そして、どちらかといいますと体験学習、先ほど紙すきのお話もございました。そして海のお話等もあるわけでございますけれども、体験をするという学習というふうにとらえておりますし、また成果も上がっておりますので、これからにつきましても根尾地域の青少年育成活動の一環として支援してまいりたいと、そういうふうに教育委員会としては考えておるところでございます。

ただ、本年度についてでございますけれども、平成18年度に行われました行政改革、これによります補助金の見直しがあったわけでございますが、その完全移行の年になっておりまして、昨年度よりも補助金額が少なくなっております。その関係もございまして、実行委員会さんの方では、1泊から日帰りの計画ということで昨年度と変わっておるわけでございますけれども、この点につきましては、何とぞ御理解いただけたらと、そんなことを思うところでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ただいまの教育長の答弁において、特色あるこの事業を支援していくという一方で、行財政改革の一環として、今立と海については昨年までの1泊の研修から、ことしからは日帰りというような予定をしているということでありました。このことにつきましては、先ほどの青少年育成市民会議の場で初めて今年の方針を報告されたわけでございますが、この急な報告が保護者を大変混乱させております。8月の第1週に行われるこの授業につきましては、ことしも当然、今までどおり1泊で行けるものと保護者もそして何よりも子供たちが楽しみにしているところでございます。仮に日帰りでも越前市との交流と子供たちの体験学習の目的が達成されるとするのであれば、平成7年から行われてきた、この1泊の事業そのものが必要なことと、行政がみずから認めることとなってしまいます。そして、平成7年の根尾村の時代から続いてきたこの事業が、行政の格

好いパフォーマンスに子供たちが広告塔として利用され、また今回も行政だけの都合により子供の声も聞かないで勝手に変えてしまう。そして、何よりも越前市と友好都市提携を結び、協議会を立ち上げ加盟団体に新しく補助金を出してまで交流を深めようとする一方で、今まで代表的な交流事業として続けてきたこの「今立と海」は1泊から日帰りに縮小する。こういった行政の整合性のない矛盾した施策に対し、私は強く抗議をし反対せざるを得ません。以上、私の言いたいことは言い尽くしましたので、3回目の質問はいたしませんので、最後に藤原市長に、この「今立と海」を保護者の負担が少ない形で、今後も1泊の事業として続けていただけるのかどうか、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

旧の今立と根尾村との交流という事業に関連をして、今御質問ございました。先ほど、教育長の方から御答弁もございましたけれども、この事業を今後どうしていくかというお話もございましたけれども、原点に立ち返りますと、先ほど議員の御指摘のように、今年度から越前市との友好都市をしっかりとやっていこうということで、協議会を立ち上げさせていただいたところでありまして、私自身も、この協議会をつくったということから、各界・各層の方々が、越前市と本当の友好都市として発展させていただきたいということで事業を進めていきたいと考えておりまして、これからは、大人、子供変わらず交流を深めていきたいというふうに思っております。そういったことでこの事業も、その一環いわゆる事業拡大の一環ということでとらえて、進めていきたいなというふうに思っております。できるだけ早く、越前市の方ともお話をさせていただきながら、子供たちの交流という事業を一段と予算化していきたいというふうに思っております。その場合は、先ほど議員の方からもちょっとお話もございましたけれども、私の考えと同じようなお話がございましたけれども、その際は、根尾の子だけではなくて、本巢市全体の子供たちと越前市の子供たちとの交流というふうに拡大をさせていただきたいなというふうに思っております。そして、その場合、先ほどのお話にもございますように、日帰りもしくは必要ならば1泊の事業を組んで交流する必要があるとなれば、そういった関連のものも予算化の中に入れて進めていきたいなというふうに思っております。そういったことで、今年度に限って言えば、「今立と海」というのも、今私が申し上げた事業の延長線といったら何ですけど、その前倒しのような形でうまく事業ができれば、そういう事業に乗りかえて、今年度はそういう形での執行ということも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。子供たちや保護者の気持ちを通じ、市長に御理解をいただけたようでもありますので、ありがとうございました。

今申されましたように、今後も他の交流事業とも絡め、よりよい方向で継続されることを望んでおります。

最後に、今回私の質問は行政への批判ばかりで、私の本位とするものではございませんでしたが、また、これからも一生懸命勉強いたしまして、市民のため市政発展につながる提案をしていけるよう努力してまいりますので、今後も行政の執行部の皆様方には御協力をお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして3点質問をさせていただきます。

まず1点目の質問でございますが、緊急雇用創出事業の現況はということでございます。

今、新聞紙上でも世界的な不況が続く中、よく報道されておりますが、先月には完全失業率が5%、有効求人倍率0.46とさらに悪化し、雇用・失業情勢が厳しい状況でございます。

厚生労働省、また岐阜労働局の発表がインターネットに載っておりまして、非正規労働者の雇いどめ等の状況について、この集計結果は、岐阜労働局及び岐阜県内公共職業安定所が、非正規労働者の雇いどめ等の状況について、企業に対する任意の聞き取り調査を行いまして把握した状況をまとめたものでありまして、5月19日時点でまとめたもので、これが県内すべてということではないんですが、これによりますと86の事業所から聞き取り調査を行いまして6,909人が、今現在、数字として雇いどめになっていると。月別では、12月から3月が最も多かったということが載っておりました。緊急雇用創出事業は、企業の雇用調整等により解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が次の雇用へのつなぎの雇用就業機会を創出し、またこれらの者に対する生活就労相談を県が実施しているものでございます。

これを受けて、本巣市においても、新規事業で業務委託をして雇用創出をしているところでありますが、基金は平成21年度から23年度末までであります。将来予測ができない現況で、大変懸念されるところが幾多あります。本巣市において、一番目としまして、今何名、いつまで雇用されているのか、2番目としまして、短期雇用者の今行っている主な業務内容はどんなものかと。3番目としまして、業務内容、またこの優秀な人は雇用継続もあるのかと、このようなことをお尋ねしたいと思います。総務部長というふうに書いておりましたが、本市の窓口は産業建設部長でございますので、部長にお尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、若原議員の緊急雇用創出事業についての御質問にお答えさせていただきます。

一つ目の、何名がいつまで雇用されるのかということですが、緊急雇用創出事業によります本年度の本業市における雇用状況は、予定を含めて62名でございます。雇用期間につきましては、新規雇用就業期間は6ヵ月未満とすることになっておりまして、事業内容及び状況に応じまして、1回限り更新できるものとされております。まあ、そういったことで、3月まで雇用期間があります事業の中には、継続して雇用される方もいることになります。

二つ目の御質問でございますが、短期雇用者の主な委託業務はということですが、けれども、本年度計画をしております、緊急雇用創出事業は全部で15の業務がありまして、主な業務は防犯灯・交通安全施設管理台帳の整備、また民族資料館資料整理の業務、それから消防水利管理台帳の整備、次に公有財産管理台帳の整理、次に観光振興活性化事業等となっております。

三つ目でございますが、業務内容によって、雇用の継続もあるかということですが、けれども、現在実施しております緊急雇用創出事業の臨時特例交付金事業は、御質問にありましたように、平成21年、22年、23年度の3年間となっております。雇用期間につきましては、新規雇用就業期間は、先ほどお答えしましたように、6ヵ月未満ということになっておりまして、事業内容及び状況に応じまして、1回限り更新できるものというふうにされておりますので、事業年度は3ヵ年ありますが、長くても1年以内ということになります。御質問のお答えは以上とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

先日、岐阜のハローワークに行ったわけですが、私の職を探しているわけではないんですけど、用事で行きました。そのときに、1階2階、1階は職探しの方が多いと、あとは.....と、そんなところでしたが、本当に大勢の方が来てみえます。そして、パソコンとにらめっこをして、また順番を待っている人も見えます。本当にひどい状況だなと、こんなことをつくづく感じて帰ってきました。少しは景気が好転したかなといううわさもあるんですが、その人たちが実際に職につけるのは本当にいつかなと、こんな心配をしております。国・県から受けてやっている事業で、一時的であれ、雇われた人はすごい助かるなと、こんなふうには思います。

1点だけ、国は平成21年度の補正予算を可決しまして、緊急雇用創出事業の拡充を行っていると言いましたが、重点分野についても、先ほど、今現在業務についている、それ以外にも当初の事業じゃなしに、具体的なイメージとして介護福祉、また子育て、医療、教育・文化、環境、治安・防災と、この事業の方も幅がちょっと広がったように思うんですが、それを受けて市の方も、またさらにこの事業を継続をして、また拡充をされていくつもりでありますか、その点ありましたらお答え願いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

お答えでございますが、日本国内におきます雇用の情勢は、なお厳しい状況にあります中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用、就業機会を創出するために、国の21年度補正予算によりまして、緊急雇用創出事業に対しまして、御質問ありましたとおり、3,000億円の事業費の拡充が図られまして、それを受けまして、岐阜県におきましても、この6月の議会におきまして、基金の増額が予定されているところでございます。本市としましても、既に当初予算におきまして、15の事業、総額といたしまして2,587万7,000円の事業費を計上して取り組んでおるところでございます。今回、国におきましての補正予算によりまして緊急雇用創出費によりまして、重点分野として示されております介護、福祉、子育て、医療、教育等を中心に検討を行いまして、該当する事業があれば、ということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

どうも、ありがとうございました。

該当する事業があればということでございますので、また、職員の方もいろいろ頑張ってみえるところに、かなりの事業を進められている中で、また雇用問題も県の方から受けてやっていかなあかんと、首長の方も大変頭を悩ませるところでございますが、そうした状況でございますので、ぜひ拡充また継続をしていってほしいなど、こんなふうに思っております。以上で、1番目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2番目の食に関する指導は今こそ重要という質問に移りたいと思います。

近年、偏った栄養摂取、朝食の欠食など、食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。こうした現状を踏まえ、平成17年に食育基本法が制定され、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっております。新しい学習指導要領や本年4月に施行された改正学校給食法にも、学校における食育の推進が明記されたところであります。

改正学校給食法によりまして、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして、適切な学校給食の実施に努めるものとするということが新設されたり、また、第3章の学校給食を活用した食に関する指導というところで、第10条として栄養教諭は、児童または生徒が健全な食生活をみずから営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童または生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする

る。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連づけつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成すること、その他の必要な措置を講ずるものとする。また、栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用すること、その他の創意工夫を地域の実情に応じて、当該地域の食文化、食に係る産業または自然環境の恵沢に対する児童または生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする、こんな項目が新設・追加されておるわけでございます。

そんなことで、本市においても、さらに本巢市の学校給食において、市内農産物を食材とする本巢市食材の日を設け、地産地消が推進されていくところから、食に関する指導の充実は、今こそ本当に重要だと考えております。そのことにつきまして、一、二点質問をさせていただきます。

学校における食育の推進の指導は、今現在どのようにされておるのか。

また、2番目としまして、地元の食文化をどのように理解させていくのか、現在行っているのかということを教育長にお尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、1点目の学校における食育の推進の指導につきましてお答えをさせていただきます。

ただいま議員御指摘のとおり、食育基本法が平成17年度に施行されまして、本巢市も、学校におきまして食育推進に向けまして、市内全体で取り組んでおるところでございます。目指すところは、望ましい栄養や食事のとり方を理解しまして、みずから管理することができる能力を身につけた子供たちを育ててまいりたいということでございます。具体的には、この指導でございますが、食生活のあり方につきまして、市内の全小・中学校が学ぶことができるように食に関する全体指導計画を栄養教諭が中心となりまして、小学校、中学校それぞれにつきまして、全体計画をつくっております。また、年間を通じて食に関する学習を、これも栄養教諭が中心となりまして、家庭科の授業とか、そして学級指導とか、そういう時間の中にも入り込みまして、積極的に進めてきているところでございます。それ以外にも、どの学校でも昼食時間、こういうときの放送とか、各学級での学級担任の指導によりまして、食の重要性とか食文化につきまして、その日の給食の献立内容、これと関連づけながら、具体的な指導を行うように努力していただいております。

また、家庭のこともございまして、PTA主催の給食センターの見学を保護者の方にさせていただいたり、研修会を実施したりもしております。ふるさと食材の日の紹介や献立に関するレシピでございますけれども、そういう紹介などもさせていただき、子供たちに親さんが、提供をしていただけるような情報を流させていただいております。こういうことにつきましては、今後も継続して行ってまいりたい、そんなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。1問目につきましては、以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続いて、2番目も一緒にどうぞ。

教育長（白木裕治君）

それでは、許可をいただきましたので、2点目の地元の食文化をどのように理解させていくのかということにつきまして、お答えをさせていただこうと思います。

今年度より、学校給食におきましても、本巢市産そして県内産の野菜、果物や地域食材等、農産物を食材といたしますふるさと食材の日を設けているところでございますが、この中で、地元食材等について学ぶと同時に、生産者の方々との交流を通して、ふるさと本巢市の食文化を、また県の食文化を理解させていこうと考えているところでございます。具体的には、市内全部の小・中学校におきまして、順次食材の日に地域の生産者の方を学校に御招待いたしまして、給食の時間や学級活動等を生かして、児童・生徒との交流の機会を設定し、そして地域における農業の位置づけとか、食べ物の大切さ、そして食文化に対する理解、地域の農業等に従事しておみえになられる方々への感謝、さらには地域を誇りに思い愛する心の育成、こういうものを願って行ってまいりたいと思っております。ちなみに、今年度の生産者の方々との交流でございますけれども、6月19日から本巢小学校を皮切りといたしまして始めさせていただきたいというふうに考えております。まず十六ササゲ、そして、今後さらに地元のニンニクとかナシ、柿などの地元の生産者の方との交流を考えさせていただいておるところでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

教育長におかれましては、本当に細かいところまで配慮をいただきまして、また、御答弁いただきましてありがとうございました。

学校においては、栄養教諭さんが全体計画を立てて、今授業の中にも取り入れて、子供たち、児童、生徒に指導していただいているということをお聞きしましたので、本当にありがたいなと、こんなことを思っております。

また父兄に対しても、給食センターの視察とか、理解を深めるために配慮をいただいている、御指導をいただいているということで、大変ありがたいなと、こんなふうに思っております。生徒、子供たちに影響するのは、やはり学校では栄養教諭の方が指導をしていただいているということでございますが、また親さんたちにも、やはり理解といいますか、食育に関する知識を持っていただかないと健全な子供たちが育たないということで大変配慮していただきまして、本当にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

また、地元の食文化につきましては、今お聞きしましたところ、6月19日から、生産者から直接学校に出向いて交流を図る、また子供たちに理解してもらおうと、そんなことで、大変いい機会をつくっていただいているなと、こんなふうにありがたく思っております。

昔は、本巢市といいますとほとんど田舎の子ばかりでよかったんですが、今は、農業を知らな

い子がほとんど半分以上おると思いますので、そんな話をここへ来て聞かせていただければ、子供たちもまた親さんもここへ来てよかったなあと思われるんじゃないかなと、こんなふうに思って聞いておりました。何か聞くところによりますと、毎年6月は食育月間というふうにお聞きしたんですが、これにつきましては、政府が食育推進基本計画の中で、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育を国民への浸透を図るために毎年6月が食育月間と定められていますと、こんなことで聞いたんですが、県におりてきて、そこから市町村にも呼びかけがあったと思うんですが、それにつきましては、今現在、私も聞こうかなと思ったんですが、これだけやってみれば、食を通じたコミュニケーション、またバランスのとれた食事とか、望ましい生活リズムとか、食を大切にすゝる気持ちというのが重点項目に上げられておるんですが、本巢市はもう十分、ここまでできていれば達成できているんじゃないかなと、こんなことを思っております。それに、特別に月間で何かやるということがあれば、ちょっとお聞きしたいんですが、なければ結構でございます。

議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいまの6月の食育月間ということでございますけれども、これにつきましては、大変、本年度から、全県でも学校栄養教諭というのが増員されまして、食育に力を入れるということで、本市の学校栄養教諭の方でも考えて取り組んでいるところでございます。それで、各学校の関係者が集まる会、そういうところで朝食等の調査というものも入れたり、今の指導が現実に効果を上げてきているのかどうか、そういうことも見ながら指導を進めたい。まあ、そういうような調査ものも含めて、子供たちに対する食育指導が身になるものになるような工夫をして取り組んでいるものでございまして、そういうものも今後続けてまいりたいというふうに思っております。以上でございますが、どうかよろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

どうもありがとうございました。

食というのは、本当に大事ななということを私も身にしみて思っております。大変ありがとうございました。

続いて、3番目の質問にまいりたいと思います。特定健康診査の今後ということで、質問させていただきたいと思います。

現在、国民医療費の3割が生活習慣病で、死因別死亡率の6割が生活習慣病が原因と言われております。その生活習慣病を少しでも減らそうと、2008年4月からスタートしたのが特定健診でございます。市では、一般健診、特定健診などを実施し、本市の基本健診の受診率は県下で3番目ということをして市長から先日お聞きしました。いつまでも健康で暮らせることは、市民のだれもが思う願

でございますので、さらにこれを充実していただきたいなど、こんな願いを込めて二つ質問をしたいと思います。

まず1点目に、特定健診の受診状況とこの結果はということと、2番目に、特定保健指導の効果を上げるためにどんな工夫をされているのかというところを、健康福祉部長にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。1点目と2点目、一緒に答弁を求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、1点目の特定健診の受診状況と結果についてということで、お答えをさせていただきます。

平成20年度に実施いたしました特定健康診査の40歳から74歳までの対象者は6,134人で、受診者2,880人、受診率としまして47%で、特定健康診査等実施計画での平成20年度の目標値40%は達成できております。その健診結果から心筋梗塞や脳卒中などの生活習慣病になりやすい特定保健指導対象者は425人で、そのうち過剰な腹囲に加え、高血圧、脂質異常、高血糖などのリスクが二つ以上ある積極的支援対象者は125人。過剰な腹囲に加え一つのリスクがある動機づけ支援対象者は300人でありました。

続きまして、2点目の効果を上げるための工夫についてお答えをさせていただきます。

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者みずからが生活習慣における課題を認識して、健康的な生活を維持できるようにすることが目的であります。そのため、効果的な特定保健指導の工夫として、面接指導を確実に行うことが大切であると考え、面接の日時を平日のみでなく、土曜、日曜や夜間の時間帯も設定いたしまして対応をいたしております。

また、画一的な支援ではなく、対象者個々に対応した支援内容が重要であるため、菓子パンやフードモデルなどを活用した食事指導、それから無理なく毎日実行できるストレッチやウォーキング等の運動指導、糖尿病等のリスクの高い対象者には血糖検査等の健診を行い、これらを組み合わせた特定保健指導を実施していきたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

今お聞きした中で、受診率が47%、目標値は達成しているというふうに聞いたわけですが、その中で、積極的支援対象者というのは、動機づけ支援よりも重症というふうにちょっと理解したんですが、その方は初回だけではなくて、やはり継続して支援をしていかないかと、こんなふうにし

よって重症という方というふうに思ったわけですが、47%の受診率から、今、125人の積極的支援対象者がいるというところからみますと、受けてない人もおるわけですから、全体的には250人ぐらいは、単純計算ですが、ちょっと重症という方が見えると、こんなふうに理解をしました。

まあ、そんな中で、保健指導も平日のみでなく土曜・日曜、夜間もその時間帯を設定して指導していただいておりますということで、勤めている人もその気があればみずから指導を受けられる機会をつくっていただいておりますということは本当にありがたいなと。あとは、個人の判断ということで、自分の身は自分で守らないかと、そういう判断を私もするわけですが、そこで、一つお願いがあるんですが、本市は、優秀な保健師さんが見えるというふうに聞いております。かなりレベルが高いというふうにも聞いております。まあ、そんな保健師さんが、せっかくいるならその保健指導を出前講座みたいなふうにやっていただくとありがたいなと、こんなふうに思います。

たまたま、インターネットを見ていまして、千葉県の佐倉市というところがヒットしたわけですが、ここは17万5,000人の人口がありますので、本巢市の5倍ぐらいあると思いますが、その中で、出前健康講座「健康みつけ隊」を派遣しますということをやっておるんですね。対象は市内在住または在勤の10人以上の団体、費用は無料。ただし、教材等については実費負担をお願いします。会場は御用意くださいと。まあ、そんなことでずうっと書いてあるんですが、いろんな講座がありまして、その中の一つが、この「健康みつけ隊」という、この出前の健康講座なんですね。本市もお願いをすれば保健師さんが飛んでいってくれると思うんですが、私も1回聞いたことがあるんですが、大変ユニークで内容のある講義をしていただきましてよかったなと、こんなふうに思います。本市においても、そういうことができるのかどうか、再度、していただきたいというお願いと、できるのかどうか、質問したいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

今の御質問で、地域の方から要請があれば、そういう講座に保健師等が出て行って、講座をやるということではできると思いますので、まあ要請をしていただければ、ただ、一遍に幾つか重なりますとそれぞれの保健指導もありますので、だから、日程等の調整はしていただく必要があると思いますけれども、要請をしていただければ、できるだけ対応はしていきたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

柔軟に対応していただけるということでございます。

また、老人クラブとか、そういうところには多分行ってみえると思うんですが、そんなことも、いろんなグループがあるわけでございます。関心のあるところは、ぜひお願いしたいということ、

私もそういう声も聞いておりますので、ぜひ、市の方からこういう講座があるよということと呼びかけていただいた方がいかなと、こんなふうにも思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、私の質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ここで暫時休憩をします。

15分間休憩で、10時50分から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、5番 高田文一君の発言を許します。

5番（高田文一君）

それでは、議長の許可のもと通告に基づきまして質問をさせていただきます。

大きく4点についてお聞きをしていきたいと思ひます。

最初のケーブルテレビ情報基盤整備の加入状況と本巢市情報局につきましては、黒田議員の質問と重複することがございますので、小さい(1)については、答弁は結構です。

議長、よろしいでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

はい。

5番（高田文一君）

それでは、小さい(2)(3)についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

もう既に先ほど来御質問等、答弁等でお話がございますように、本年4月6日からスタートをいたしました本巢市情報局と、その内容、あるいは方向性等についてお聞きをしていきたいと思ひます。

この情報局の案内につきましては、広報の5月号のトップ記事として今回出されておりました。非常に明確に内容を求めているらしいので、さらにちょっと読んでみますと、市政に対して、よりよい身近に関心を持っていただき、地域の魅力を存分に知っていただけるよう、そんな思いが込められた番組です。これが一つ、きちっと言い切っておられます。

二つ目につきましては、ケーブルテレビに加入されている世帯の方については、既にごらんになっている方も多いと思ひます。この辺のことについて、さらにお考え方をお聞きしたいと思ひますが、そういうことで、広報の中にもそう書いてございますし、それから、先ほど新聞折り込み等でケーブルテレビの啓蒙を進めておりますというお話もございましたが、その中でもCCNet折り込みに、市長さんが「CCNetに期待、本巢市長 藤原勉」とこう書いて、新聞折り込みが二、三回入ったような記憶がございますけれども、その中での行政情報や防災情報など、多様で質の

高いものを提供していく有効な手段である。そして、こちら先ほど言いました情報局は、行政情報を届けていき、さらに地上デジタル放送への対応にも有効な手段としてコメントされています。このことにつきましては協定書を結んでございまして、ケーブルテレビ事業に関する協定書、その中にもうたっております内容を具体的に書きながら市民の皆様へ伝えていこうという、そういう手法ではないかと思います。そこで、本県情報局の今後の番組内容について、計画についてお聞きをしたいと思います。

二つ目の公共的な情報通信基盤につきましては、これはあえて三つの項目を起こしたのは、2番と非常に関係が深いわけでございますけれども、少しこの経緯を拾ってみますと、既に御存じのように、新市計画の最重点プロジェクトとして取り上げてきております。その中で住民のニーズを十分踏まえた施策であって、事業効果が新市全域に及び、かつ合併の効果が十分に実感できる施策であると。冒頭にこういうことを書きながら、ずうっとプロセスを組んでこられました。そのプロセスは非常に緻密でありまして、この大事業をなし遂げてきておられます。平成15年に策定されました本県地域情報通信基盤整備計画、すなわち基本計画をつくれ、16年、17年には検討委員会を開催されて、ここで事業化を進めるといふふうに決定され、さらに2011年の地上デジタルテレビ放送への移行も含めた基礎調査を実施されております。これが平成18年11月に私どもの第4回の全協で報告書をいただいております。そして、その中に地域情報通信基盤の整備についての基本方針もきちっと書かれておりまして、いわゆる民設・民営にするのか、公設・民営にするのかということも検討項目としてなされたものでございました。そして、情報通信基盤整備の事業の参入事業者の選考、すなわちこの時点では平成19年でございました。これも第2回の全協の報告によりますと、株式会社シーテック、この当時のシーテック、そして先ほど申し上げました協定書ができてきたわけです。ですから、いわゆるこういう大事業をずうっと進めてこられて、そして今回のテレビ情報局で流されている、本来求められておった行政の情報と、それがこういう大事業を進めてこられましたこれからの計画といえますか考え方、その辺について2点お聞きをまずしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

2番目の番組についてはと、それから方向性については答弁者が違いますが、一緒にいいですか。5番（高田文一君）

すみません。(2)番につきましては総務部長、(3)につきましては企画部長の答弁を求めています。よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、2点目と申しますか、1点目の本県市情報局の今後の番組の内容はについて、経緯を含めてちょっと御説明を申し上げます。

本巢市情報局の今後の番組内容について御回答申し上げます。

市がC C N e t本巢局に委託作成している「こちら本巢市情報局」は、市民の方が市政をより身近に感じていただくための広報番組とさせていただきます、北部地域のケーブルテレビ本巢局の開局にあわせ、今年4月6日にスタートをさせていただきました。

この番組は、市内の身近な話題を中心に、子供からお年寄りまで幅広く楽しめる番組をコンセプトといたしまして、行政からのお知らせを中心とした「市政トピックス」、市内小・中学校の活動を紹介する「元気ハツラツ 本巢っ子」、市内の歴史や文化を紹介する「本巢歴史ロマンの旅」の三つのコーナーで構成をされております。番組時間は1回約15分で、1日6回、2週間に1回の内容の更新をさせていただいているところでございます。御質問の今後の番組の内容はということですが、当面この三つのコーナーを基本といたしまして、特に市民参加、市民協働の基本的な考え方のもとで、できる限り多くの市民の皆さんに出演をしていただく。また、地域の話づくりの一役買えるような、身近な市民が主役の楽しい番組にしていきたいと考えております。

また、行政情報の提供につきましても、市からの一方的な情報ではなく、市政をわかりやすく、より身近に感じていただける内容といたしまして、職員も出演をしながら進めているところでございまして、今後も市民の皆さんの意見を聞きながら、よりよい番組に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

続いて、方向性についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、3点目の公共的な情報通信基盤としての方向性ということですが、議員も御存じのとおり、この事業を行う前にシーテックとケーブルテレビ事業に関する協定書を締結しております。その中の第2条に、甲の責務ということで、甲というのは本巢市のことでございますが、本事業を公共的な情報通信基盤とみなし、必要かつ継続的な支援を行っていくということがございます。それを受けまして、市は光ケーブル網を行政情報通信基盤として利用して、各公共施設を結んでおりますし、またもう一つは、広報番組の作成や行政情報の提供なども実施していくということで協定書の中で協定を結んでおるところでございます。そういったことで、ケーブルテレビが市内一部を除く全域の情報通信基盤であることから、市民への有効な情報伝達手段の一つとしまして、先ほど総務部長が申しましたとおり、4月6日からスタートしました市民をつなぐ地域密着行政番組「こちら本巢市情報局」や「もとピックス」、こういったものをより魅力あるものにするともに、災害時における緊急放送の実施を要請するなど、市民の皆様方に役立つコンテンツを検討し、活用していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番(高田文一君)

番組内容についても広報に書いてございますように、今の答弁の中でも、やっぱり市民にわかりやすく、近いところで行政情報やら、あるいは三つのコーナーを設けて進めていっしょにやりますということです、私は市長が就任されたときに、いわゆる総点検をします。その中で現場主義を尊重していきたいと。そして行われましたのが、市長座談会であったり、諸会議等々へ出席をされて、るる説明をされております。特に市長のお考え、いわゆるまちづくりの基本をつくって、お配りをされながら説明をされておりますが、そのまとめが今年の10月でございましたか、まとめられまして、その主なるもの、あるいは大事なもの、急を要するもの等々につきましては21年度の予算にも反映をされているということは、非常に市民の皆さんのお声をさらに事業として進めていただくということでございますが、私はそういうことで、いわゆる市長座談会等では聞いてこれたと思うんですね、いっぱい市民の皆さんを目にしながらいっしょに聞いてきた。聞いてきて、それを持ってこられて、それぞれさっき言いましたように予算化をして市民の皆さんに伝えておられますとか、あるいは実施をされておるんですが、私は、そこでさらに今度は市長もその内容について市民の皆さんに伝えていくということもさらに大事なことはないかなあというふうに考えております。ですから、今後の番組づくりの中でも、ぜひ、例えば21年度の重要事業を目玉商品とっていいでしょうか、そんな中で緊急経済対策2億1,100万ぐらいでございましたか、そういうことについてやっぱり市長も現場へ行かれまして、御存じだと思いますけれども、聞いてきた、予算をした、執行していく、そして現場がある。そういうところへ行って、ぜひ番組の中でそういうのを取り入れていただいて、市長もこうやって市民のことを、市民の安全やら生活を守ってくれるんだということ先ほどどなたかの御質問でもございましたけれども、映りはどうであろうとしても、そういうことをきちんと伝えていく番組をぜひ、私の通告の中で市長答弁はございませんので、ぜひ要望としてそんなことも番組に入れていただきたいと思っておりますし、さらに議会の中でも全協が公式の会議になりましたので、ぜひ全協の場なども番組の中へ入れていただければいいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。それは強い要望でございますけれども、お願ひしたいと思います。

もう少し基盤整備のことにつきましては、気になりますのは、先ほど黒田議員の質問の中で普及率が全体で37.6%ということでしたが、きっと地域差があると思っておりますね、第1期、第2期、南の方へ行けば多分もっと地域別にわかれば調べておられると思っておりますけど、きっと低い加入率ではないかと思うんですね。そういう加入率が少ない人たちは、これはもちろん理由があると思っております。全国的な地デジに対する移行調査を見ますと、全国的には60.7%というような、この間報告が出ておりました。その主な何例かを、要するに画質がよくなる、チャンネルは大きい、インターネットも接続できる、こんなことができる地デジが、それを望まなければ、まあまあアナログが終了するまでにつければいいとか、あるいは不景気で経済的なこともあると思っておりますが、これは完全に市民の皆さんの生活の部分に入ってくることでございますので、先ほど協定書の中で云々というふうにおっしゃっていますが、最終的には個人の判断だと思っておりますけれども、そういう普及

率の加入率の中で大事な行政情報をどういうふうに伝えたいか、また、お考えがあれば企画部長にお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、加入率が低い中での公共的な情報通信基盤としての方向性ということですが、基本的には公共的な情報通信基盤としては、当然利用者が多い方がよいということは言うまでもございません。したがって、ケーブルテレビの加入率を上げるために、魅力ある市の情報番組にするとともに、住民から活用される情報化を目指すには、その情報基盤で活用されるコンテンツ、サービスの内容ですか、こういったものを充実させる必要があります。合併時に策定されました本県地域情報通信基盤整備計画の中には幾つかのコンテンツの導入が計画をされております。例えば、ポータルサイトシステム、あるいは施設の予約システムとか、一斉通報システム、遠隔学習システム等の導入が計画されておりましたが、情報通信分野におきましては、技術革新が著しく進展しております。計画当時との状況が異なってきております。今後は、住民の要望、あるいは市の状況を考慮しながら導入を検討して、加入促進も図っていきたいというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5番（高田文一君）

ありがとうございます。

本当に御努力をなさっていますし、先ほど言いましたこういう新聞折り込みのチラシを時々入れておられます。そして、今、毎月広報とともにこの番組に出していただいておりますし、さらにどんどんこういうふうに啓蒙をなさりながら、こういうふうに啓蒙をどんどん入れておられますけれども、啓蒙をなさりながらやっぱり求めていくことを努めていらっしゃると思いますので、さらに行政指導といいますか、一緒になってこのことに努めていただけるよう、また要望して、この件については終わりたいと思います。

次でございますが、二つ目の耕作放棄地について質問をしたいと思います。

本年5月に農水省が市町村や農業委員会を通して実施した現地調査によりますと、耕作放棄地は全国で28万4,000ヘクタールと推計されておりました。岐阜県では5,528ヘクタールというふうに発表がされておりました。この農水省が5年ごとに実施する農林業センサスでは、農作物が過去1年以上作付けされず、農家が数年のうちに作付けする予定がない、そのように回答されたのがこういう集計だと聞いていますし、今回の実態調査、これは21年度予算、少ない金額でございましたけれども、たしか耕作放棄地調査委託料でございましたが、12万ぐらいだったと思いますが、こういう調査を今年もされるということですので大変期待しているんですが、これは放棄地がどんどん増加する最大の要因は、やっぱり担い手不足とされています。担い手不足には、農業

に魅力がないし、採算性がとれないということも非常にあって、そのことから担い手が少ない。あるいは高齢化することもございますが、そういうことで、今、農地法も改正をされつつある段階でございますけれども、総合計画でも耕作放棄地や遊休農地も増加しつつあると。これは基本的な事業として、農業生産基盤の整備や農地の保全をする。地域特産物のブランド化や、地産地消を推進し、さらに担い手の育成も図っていくと、こういうふうにももちろん書いてございますし、くどいようですが、一たん耕地をやめてしまうと、元に戻すには多大な労力や費用が必要であると思われ、森林や原野になってしまえば復元は困難だということに言われているのは当然でございますけれども、それで、これからはそういう農地法の一部改正もございますけれども、農業の新たな魅力を掘り起こす必要があるというふうに農水省も言っていますし、さらに私もそう思うわけでございます。

そこでお聞きをしたいと思います。一つは、本巢市の耕作放棄地の面積は今どのぐらいか把握されておりましたら教えていただきたいと思っております。それで先ほども言いましたように、国が進めている一つの事業に、耕作放棄地再利用推進事業というのがございます。既に県内ではこの事業を受けて実証実験しておりますが、こういうことについての検討は今後されてはいいかなあと私は思うんですが、この二つについてまずお聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、2点についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、高田議員さんからの耕作放棄地についての1点目、市の耕作放棄地は全体の何%かという御質問でございますけれども、本巢市の農地面積は1,980ヘクタールでございます。本巢市農園圏におきまして、平成19年度に農業委員さんが直接現地へ向かわれまして調査したところの数字でございますが、そのうち耕作放棄地はすべて中山間地域でありまして、29ヘクタールとなっております。割合については1.46%といった数字でございます。

2点目の耕作放棄地再利用推進事業の検討案はについての御質問でございますが、耕作放棄地は食糧供給確保の観点のもとより、国土保全、水源涵養等の農業の有する多面的機能の発揮の観点からも大きな問題となっております。また、地域においても、病虫害、鳥獣被害の発生・拡大、農地利用集積の阻害、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響、さらには廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっております。

このため、平成20年度におきまして農林水産省所管事業において、県内4カ所で耕作放棄地再利用推進事業による再生実証実験が行われまして、平成21年度からは、耕作放棄地再利用緊急対策交付金事業が創設されております。

しかしながら、耕作放棄地につきましては、引受手をどうするのか、また何をつくるのか、土地の条件はどうかといった問題がありますので、耕作放棄地再利用推進事業につきましては、地域住民の考え方や取り組み等を十分見きわめた上で検討してまいりたいと考えております。以上、答弁

とさせていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

今、本巢市の放棄面積は、全体的には約1.46%ということでしたが、必ずしも全国の調査が本巢市の実態に合うわけではございませんけれども、先ほど言いました28万4,000ヘクタールはこんな状況であるようでございます。草刈りや整地などをすれば利用可能というのが約30%ぐらいあるそうです。さらに基盤整備をすれば利用可能というのが24%ぐらいあると。残りの森林、あるいは原野化した農地、これも復元が全く困難だというのがざっと47%ですから、何とか手を加えれば復元するというのが50%、半分ぐらいあるんですね。私たちの身近なところでも最近非常に田畑が荒れておるといいますか、人の手が加わっていないのが目につくわけです。既に今お話がございましたように、放棄地の再生利用につきましては検討するということですが、検討だけではなくて、今さらに緊急対策事業ということになってきて、私もちょっと見てみましたら、これは21年度の補正予算をさらに緊急対策事業として計上をしているようです。ですから、国もかなり緊急性を考えているのではないかと思いますので、ぜひ本巢市もこれを機会に調査もされるということですので、どのように進めていくかということも再度検討していただきたいと思います。これは要望ですけれども、こういう事業も前向きに検討をいただきたいというふうに思っております。そういう耕作放棄地の復元の考え方なんですけど、私が勝手に考えているんですけども、一つは、児童・生徒、既に新聞なんかを見ますと、本巢市の小学生等が田畑を耕している記事がございますけれども、園児が食育を実習するという、私が思うのは教育ファームというような名前をつけたんですけども、そんなことの計画、考え方はないでしょうか、教育長さんに質問いたします。

さらに市民農園として貸し出す、さらに先ほど地産地消等の話がございましたが、地産地消を最も大事にするのは食料自給率の向上にこれは大変有効な手段だと思いますので、そういう地産地消の場として提供するというお考えがあるのかないか、この三つについて教育長、産業建設部長に、それぞれお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、今のお尋ねの園児、または児童・生徒の農地の利用等につきましてお答えをしたいと思います。

現在、市内のすべての園・小学校におきまして、敷地内で農地をつくったり、近隣の農家の方々に農地をお借りしたりいたしまして、学校農園を行っているところでございます。サツマイモとかトマト等の野菜を育てているわけですが、また席田小学校とか根尾小学校、そして本巢中学校におきましても、総合的学習の時間を利用して、田んぼをお借りしまして、地域の方々に

講師にお招きして、農業体験の場、稲作をお教えいただき、取り組んでいるところでございます。

このように、多くの園・学校が野菜や米の栽培、収穫等に農地を活用しているわけですが、先ほど議員御指摘の学校における学校農園教育ファームとして何とか農地の復元ができないかということについてでございますけれども、ちょっと性格的に市民農園とか、ちょっと学校で扱う場合には異なっております。学校からの距離とか、それから安全面、そして教育課程内で行わなければならないということもございまして、限られた時間の中で学習ができるようになどの条件がそろそろ必要がございますので、現在のところ、耕作放棄地を何とか復元するために学校農園として活用するということにつきましては厳しい現状にありますことを御理解願いたいと思っております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続いて、市民農園についての貸し出しについてということで産業建設部長 山田英昭君に答弁を求めます。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、耕作放棄地について市民農園として貸し出すということについてでございますけれども、耕作放棄地につきましては本巢トンネル北部においては著しく、トンネル以南の里山に近い農地にもありますが、こうした地域においての市民農園としての需要は大変少ない状況かと思われま

す。南部の平たん地においては管理不足の農地は多くありますが、耕作放棄、完全に荒れた農地でございますけれども、こういったものはごく一部であるというふうに認識しております。現在、真正地域及び糸貫地域の2ヵ所に市営による市民農園を開設しておりますが、特定農地貸付法が改正されまして、平成17年9月から、農地所有者みずからが市民農園を開設できるというふうに改正されております。

南部におきましては、農地の利用増進といったことにつきましては、JAによります農地流動化事業により、担い手に集約する施策を基本としておりますが、個人管理のことで行う市民農園の開設も、農地管理の方法の一つとして指導してまいりたいと考えております。なお、将来市民農園の開設が進むようであれば、こういった市民農園の農地の情報提供について検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目の地産地消の場としての提供はどうかという御質問でございますが、耕作放棄地を利用して、地産地消の場として活用することにつきましては、御質問でありましたように自給率の向上、そのほか国土保全、水源涵養等非常に有効な手段というふうに思っております。こういったことに関しましては、引受手をどうするのか、また何をつくるのか、販路の確保をどうするのか、こういった課題が多いという状況でありますので、今年度から発足します地産地消推進委員会においても検討していただきまして、地域の知恵と個性を生かした取り組みを受けとめまして、市としても協力させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

それぞれ前向きな答弁をありがとうございました。

特に教育ファームというふうに固定した書き方をしたんですが、私は、子供たちが今簡単に言いますと外で遊ばないですね。やっぱり学習の中、あるいは社会教育、青少年教育でも結構でございますけれども、もっともっと子供たちが自然の中へ出て行って、その手段の一つとして、こういう田畑、農地、あるいは学校園でも結構でございますけれども、大いに自然の中で外で子供たちがそういう学習する機会をどんどんふやしていただきたいと。既にやっていただいておりますけれども、やっぱり継続していただくのが一番いいことではないかと思うんですね。長い目で見れば、子供たちが大人になったときにそういうものを身につけていけば、こういうこともきちんとわかってくれる、理解してくれるのではないかと私は勝手に思っておりますので、ぜひ自然の中で子供が学習する場をどんどん広げていただきたいと思っています。2番、3番についての部長の答弁につきましては期待をしておりますので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

二つについては時間がありません。以上で終わりたいと思ひます。

次に、三つ目の質問に入らせていただきます。

新型インフルエンザの今後の対策につきましてでございます。

これは既に全協で経過について御報告をいただきました。私は、報告書1枚でございましたけれども大変中身が深いものであったというふうに思っています。それはやっぱり行動計画の策定やら業務マニュアルの策定と、それから対策本部、本部を組織されまして、それぞれ進めてこられたということ。これは行政が本当に苦手にしております各部署との連携が密接に対応して、市民へ安全性を優先にして届けていただけたというふうに思っております。私は評価をしておりますので、そういうことを、本当にこれからが大事でなないかと思うんですね。これを教訓にして、きょうから起きているかもしれませんが、前へ進めて対応していただきたいと思ひます。これはいきなりメキシコで4月21日の報道でございましたか、感染者が出て死亡したと。「死亡」という報道がぱっと流れてしまって、新型インフルエンザは怖いんだという印象を非常に私たちは感じたわけです。その我が国の対応が水際作戦をやりまして、飛行機に乗りつけて行って、いろいろ検査をした。ああいうところを見ますと、大変インフルエンザは怖い、怖い、怖い、これはもう死んでしまうというような印象が多分先に流れてしまったのではないかと僕は思っているんですね。よくよく、それぞれの専門家やら医療機関等で進めてこられましたら、弱毒性ということでございました。それで、余り時間がないので申しわけございませんが、毎年、毎年予定をされております65歳以上のインフルエンザ予防接種に、こういう教訓を改めて対応するような考え方はおありでしょうか。そして、最近のインフルエンザの対象者の接種者はどのくらいでございましたか、お聞きしたいと思ひます。

そして、さらに感染症の中でも結核が最近非常にまたまた右上がりに罹患者がふえているという

報道を見ているわけですが、そういう感染症、特に結核者の対策について何か新たなお考えがあればお聞きをしたいと思います。

以上二つ、健康福祉部長にお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、新型インフルエンザの今後の対策についてということの中の65歳以上のインフルエンザ予防の接種者についての御質問にお答えをさせていただきます。

65歳以上の高齢者を対象としました急性インフルエンザ予防接種については、例年のとおり10月から実施を予定しております。今年は季節性インフルエンザ流行する秋冬に、新型インフルエンザの第2波が来ると懸念をされております。このため、市は早々に行動計画、各課行動マニュアル、各課業務対応マニュアルを作成し、市役所の体制整備を図るとともに、新型や季節性でも共通する日常の予防対策が重要であると考え、手洗い、うがい、マスク着用の啓発チラシを全戸配布したり、公共施設や市役所窓口にチラシを設置して予防啓発を行っております。

高齢者や糖尿病等の基礎疾患のある方がインフルエンザにかかっても重症化しないよう予防することは非常に重要であり、今後は季節性のインフルエンザに対して個別に案内を通知したり、広報により積極的に接種勧奨を行っていきたいと考えております。

また、新型インフルエンザの予防接種につきましては、国の施策に準じて今後対応をしていきたいと考えております。

なお、平成20年度の65歳以上の接種対象人口は7,832人、市の補助対象となった接種者は4,807人、接種率61.4%でした。この率につきましては、岐阜保健所管内の接種率49.7%と比較しますと高い接種率でありました。

続きまして、2点目の感染症（結核等）の対策について新たな方向性についてであります。医学・医療の進歩や衛生推進の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきましたが、国際交流のスピード化に伴い、感染症は新たな形で今なお人々に脅威を与えております。このような感染症をめぐる状況の変化を踏まえ、国は総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月に従来結核予防法を廃止し、感染症法の一部を同月改正し、結核を組み込むとともに、感染症の分類の見直しを行い、平成19年4月から施行をいたしました。また、平成20年5月の改正に新型インフルエンザ等が感染症法の分類に追加されました。

市が毎年実施しております65歳以上の高齢者に対する胸部レントゲン検診は、この法律に基づくものであり、結核の早期発見に役立つものであります。

このように国は感染症に迅速かつ的確に対応できるよう、広報活動等を通じて知識の普及や情報の提供を行い、患者が適切に医療を受けることができるよう体制整備を図るなど、総合的な施策を推進しています。市といたしましては、国の施策に準じて感染症対策を図っていきたいと考えてお

ります。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

ありがとうございました。

WHOも、きのう12日でしたか、報道によりますと警戒水準フェーズを5から6に上げたといよいよ発表いたしました。お隣の愛知県でも、きのうで7人になって、名古屋市で3名、日に日に1名ずつふえているんです、愛知県の場合。ですから、着実に正確な情報を迅速に市民に流していただきながら、先ほど申しましたように貴重な体験といいますが、教訓をさらに生かしていただきたいと思います。特に混乱したのは医療体制でございますが、集中して病院へばつと行ってしまった。軽症も重症も行ってしまった。そんなことで軽症の人は自宅で薬でいいよとか、いろんなことを判断するのは、それやっぱり行政の協力もあったと思いますし、今回は高校生が非常に多かったですね。感染者の中で十代が70.5%になっている。これはきっと高校生は行動範囲が広いのかなと思いますが、そういう中高生の休校の問題、学校を休む問題とか、保育所だけはやりましょうとか、そういうことも、今後当然のことでございますけど行政の判断になるのではないかと思いますし、老人福祉施設なんかも休んではいけない、やはり大変だから努めなきゃいけないとか、利用者を通常どおり受けるとか、これもきっと行政の判断が求められてくると思いますし、それからゼロ歳や2歳の子供を持つ親が大変だったというふうに聞いています。そういうことも、きっといろんな機関と行政という、必ず行政へ結びついてくるのが非常に多いと思いますので、こういう教訓を生かしていただきたいと思います。非常に喜ばしかったのは、先ほども話しましたように、便所とか、いろんな啓蒙・啓発をされて、手洗いやうがいをしましょう、外出はマスクしましょうということを本当にあちこちで啓蒙されております。先日あるお母さんたちの会合へ行きましたら、うちの子供にびっくりしました。ただいまと言って、いきなりうがいをしてくれた、手を洗ってくれた、こういうことだと思うんですね。それが生活の中に密着してしまえば、きっと予防の成果が出てくると思いますし、行政のサービスの一端があそこへ届くんではないかと思しますので、そういうことをお願いしたいと思います。ただし、国が先ほど国も最終的に今後の対策として、先日の全協の報告がそうですけれども、地域の実情に応じた柔軟な、柔軟なという言葉を使う、国も柔軟なという言葉を使っているんですが、その柔軟な言葉というのはやっぱり教訓があったからできるというふうに思っていますので、ぜひそういうことも含めて今後対策を講じていただきたいと思ひ、要望だけで終わります。

次に4番目の質問に移らせていただきます。

まちづくりの応援プランについて伺いたいと思います。

私も平成18年6月の一般質問の中でまちづくりの協働の構築について質問いたしました。そこに書きましたように、まちづくりを推進するし、市民参加型を推進する。さらに総合計画の中でも協

働によるまちづくりを進めるための指針を明確にするというふういうたっておりますし、過去にも先輩議員が協働についての質問をなさっております。具体的には、ワークショップやパブリックコメント等々取り組んでこられましたけれども、さらにこのことを進めていただくためには、自治会活動などの支援の充実やらボランティアやらNPOの育成が非常に大事だと思っています。今岐阜県では、まちづくり応援プランというのを実施しております。そうしますと、まちづくり支援チームを派遣してくれるようです。あるところでちょっと勉強会をしてきましたらそういうことになっておりまして、例も幾つかございまして、また後ほど申し上げますけれども。

二つ目には、いよいよ後期基本計画に入るわけですが、22年度から。今年度は準備をする年ではないかと思うんですが、こういうことも含めて協働によるまちづくりについての指針、例えば条例なんかの検討をされることはあるのかどうか。

この二つについて企画部長にお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、まちづくり応援プランにつきまして御回答を申し上げます。

まちづくりにつきましては、地域の住民がみずからの個性や資源を活用しながら行っていく活動でございまして、岐阜県は、こうした活動を応援するために、平成18年度に「ぎふ まちづくり応援プラン」を策定しまして、まちづくり支援チームの派遣など、現場主義に基づく総合的なまちづくり支援を行っております。

支援チームの派遣対象としましては、地域住民、NPO及び企業等が市町村と連携して活動が進められており、目指すべきまちの方向性やイメージが共有されている、言いかえれば、こういった支援を求められているのが明らかな状態ですね、こういったところのまちづくりを対象に行うこととされております。

本巣市におきましては、昨年度に協働してまちづくりを進めるために、地域コミュニティやボランティア等に取り組むきっかけとなる講座といたしまして、本巣まちづくり楽校を開催したところであり、今年度以降につきましても、地域づくりや社会参加活動に参加する人材の育成を図る取り組みを行っていきます。課題や、こういった支援を求めると明らかなになってまいりましたら、まちづくり支援チームの検討もしていきたいというふうにご考えております。

それから、もう一つの協働によるまちづくりの指針につきましては、現在、各庁舎への意見箱の設置をしておりますし、各種委員会等への公募委員の登用、各種計画等作成時にアンケート調査やワークショップを行うとともに、パブリックコメント手続要綱を制定し、意見募集の統一的な基準を設けて実施するなど、市民協働に向けた取り組みを行っているところでございます。

こうした取り組みを重ねることによりまして、市民参加、協働に関する市民意識の醸成を図り、指針となる条例等を本巣市第1次総合計画後期基本計画の中で検討していきたいと考えております。

よろしくお願ひします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

5 番（高田文一君）

答弁、ありがとうございました。

まちづくり、まちづくりというのはよく使う言葉でございますが、特に行政は使いますし、私たちもよく使いますが、なかなかどういふふうに進めるかというのは非常に難しいことだと思いますが、専門家の方もいらっしゃいますけれども、こういう県がやっているようなことも御参考にされるとさらにいいまちになるのではないかと思います。支援チームの派遣が、すぐお隣の揖斐川町の谷汲門前地区、それから飛騨市の宮川町、郡上市の白鳥町、土岐市の駄知地区、下呂市の馬瀬地区、御嵩町と、この全体の市ではなくても地域地域でも、とりあえずまちづくりができそうでございますので、ぜひまた進めていただきたいと思ひます。

協働につきましては、これも総合計画等に至っては、協働、協働という言葉は何回も出てくるんですが、本当に協働というのはどうやって進めていくか、過去に先輩議員も随分質問されていますが、なかなか具体的にはどうするか、市民の意識というものと、そして行政が市民の皆さんとどうやってまちをつくっていくかということがやっぱり理解されていかないと協働というのは難しいことではないかと思ひます。

市長も今年度の所信表明に、各種の課題を行政と協働で対処していくとおっしゃっていますし、まさにそうだと思いますので、機会あるごとに市民の皆さんのお力を、あるいは意見等を考えながら、行政、そして本巣市のまちづくりを進めていただければ本当にいいまちになるのではないかと思ひます。要望しながら終わりたいと思ひます。いろいろ答弁をありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それではここで暫時休憩をいたします。

再開を午後 1 時からしたいと思ひますので、御参集のほどよろしくお願ひいたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、11 番 村瀬明義君の発言を許します。

11 番（村瀬明義君）

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

複式学級に関して。

外山小学校、根尾小学校の複式学級を見せてもらいました。複式学級といつても、午前中はおの

おのの学年が別々の学級で授業を受け、午後は異学年が一つになって相互に学び合っておられました。

複式学級指導で先生方の苦勞は多くあると思いますが、二つの学年と一緒に勉強できるよさ、また少人数で先生2人の場合、子供たちは行き届いた個人授業を受けているように思われ、学習意欲も出ているように思われました。

そこで第1点の質問に移らせていただきます。

来年度以降も複式学級が続きますが、どのような体制と考えて対応されていくのか、まずその点について御質問をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

来年度以降の複式学級への考え方とか対応でございますけれども、先生御指摘のとおり北部地域の少子化によりまして、今年度から外山小、そして根尾小学校において単式学級の編成人数には達しておりませんので、複式学級を行っておるわけでございますけれども、それぞれの学校におきましては、見ていただきましたとおりに単式学級と同様の授業体制がとれるように非常勤講師をふやして当たっているところでございます。

道徳や特別活動、そういうものにつきましては、複式で一緒に学習する場合でありまして、これは学年を超えて行うこともできるわけでございますけれども、各教科につきましては、それぞれの学年の内容がいろいろ違いますので、単式の体制がとれるように手配しておりますし、またそのことによって、人数のことも少人数でございますので、そこに1人の先生がつくということによりまして、きめ細かな指導ができるように努めているところでございます。

来年度以降ということでございますけれども、現在のところでは他地域からの転入者がない限りは、このまま複式学級が続く状況でございますので、来年度以降につきましても、今年度と同様に子供たちに確かな学力が身につきますように、県に対しまして非常勤講師、そして市費の方では現在も行っておりますけれども、非常勤講師を配置いたしまして、単式の体制がとれるように図ってまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、詳しく御説明をいただきまして、来年度以降も続けて今の体制をもっていられるということをお聞きしますので、そのように来年度以降も続けてやっていただきたいと思います。

では次、2点目の方の質問に移らせていただきます。

今、全小学校で複式学級の少人数の7人学級を今やってみえますね。そういうよさ、いろいろな

よさがありますので、複式学級をやっていない学校、そこにもそういうきめ細かな授業がやれないかと。やってみることもあるかもわかりませんが、その件について御質問をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいま御質問のございました複式学級のよさを根尾、外山以外の小学校においてというお話でございませうけれども、複式学級のよさということでお認めをいただきましたきめ細かな指導でございますね、これにつきましては、ほかの全小学校におきましても、少人数指導を行うための担任以外の教員とか、それから学習支援を行います非常勤講師を配置いたしまして、算数、数学、そしてこれから英語等も入ってまいりますので、その学習を中心に複数の教師で指導に当たることができようになっているところでございます。

また、複式学級のもう一つのよさであります、午後からということで見えていただいたと思いますけれども、異なった学年が一緒に学び合う、そういう活動とか、そうすることによりまして、子供たちのリーダー性が育っていくと。こういうことにつきましては、生活科の学習とか、児童会活動の中で、そしてほかの場面では休み時間に10分とか15分でございますけれども、そういう時間を活用しまして活動をさせるなど、ともに学んだり、活動したりする機会を意図的に位置づけることにより取り組んできているところでございます。

今後につきましても、複式学級の学校、そして、そうでない学校も含めまして、市内全小学校におきましてきめの細かい指導、そして異年齢の子供たちの学び合い、これを大切にしながら取り組んでまいりますので、御支援いただきたいと思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、複式学級をやっていない学校にもきめ細かな指導、いろいろな先生方の御苦労、また教育研究所の御苦労によりまして、やっていただいているということですので、どっちにしても子供たちは本巢市を担う一番大切な子だと思いますので、これからはきめ細かな、学校間の差別のないような指導に取り組んでいただきたいと思ひまして、この質問は終わります。

続きまして、学校間の交流についてお伺いをいたします。

本巢市は南北に長い市ですけど、北部は山に囲まれた自然に恵まれた環境、南部は平たんな農村地帯に囲まれたまちというような格好で、結構北と南との差というんですか、いろいろと学ぶべきよい点が多くあると思うんですね。そういう点については多くあると思ひますので、その1点目の質問に移るんですけども、学校間の交流とそして宿泊に対する研修とか、そういうものはこの本巢市の中の学校関係でできないか、そういうことも考えておられないかということ、まずお伺いしたいと思ひます。

議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

市内の小学校間の交流ということでございますけれども、小学校におきましては、子供たちの発達段階から、まずは各学校におきまして、社会性の育成の基盤となります仲間との生活や、学習集団づくりに力を入れてきているところでございます。

これまでは、議員お尋ねのような、小学校間の交流でございますけれども、市内では行ってまいりませんでした。しかしながら本年度からですが、子供たちの自治力、自分たちで自分たちの生活をつくり出していくという力をつけたいということで、小学校におきましても児童会のサミットという名称で、2学期にそれぞれの学校の児童会の代表がテーマは環境保全、この本巢市内の環境保全ということでございますけれども、これについての活動も交流を行うこととしているところでございます。

これにつきましては、今年度初めての取り組みでございます、いろいろ各学校、そして子供たちも初めての経験ということになるわけでございますが、この小学校間の交流を通しまして、それぞれの地域の環境、そしてそれに対する各校の取り組みを理解し合って、郷土を愛する子供たちが育っていくのではないかとというふうに期待をしておるところでございます。

また学校間の宿泊研修というお尋ねもあったわけでございますが、ただいま申しあげましたように、ことしから小学校間における児童会活動の交流を初めたばかりでございますので、その進捗状況や成果等を確認する段階であり、今後の検討課題とさせていただきたいと思うところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、今年度から代表でそういう交流とかを行われるということです。その経験に基づいて、またいろいろ検討されていくということなんですけれども、代表者ということも必要であると思いますけど、さっき方、中でも言いましたように、これだけの本巢市のいい面が多く、南北ともあるということです。やっぱり学校間とか、それができなければ学年単位とか、また学級単位とかそういうことも将来に向けてよく検討をしていただきたいなあと思うんですけど、その面についてはどんなふうに考えて進めて、進めてもらいたいんですけど、どんなようなお考えでいらっしゃるか、お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

先ほども申しあげましたように、今年度より環境保全に関する小学校の児童会活動の交流という

ことで、代表者の交流を初めたばかりでございますが、今、先生がおっしゃっていただきましたように、今後これからの発展といたしまして、いろいろ考えていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

その一つといたしましては、まずは、今御指摘のありました学年とか学校間全体の交流ということとは、まだまだ社会性の育成、それを基盤に置いておりますので、なかなか難しいところがございます。中学校あたりになりますと、音楽会とか学校間の交流も、社会性、そして義務教育を終える一歩手前ということでできるわけでございますけれども、小学生の段階でございますので、児童会のメンバーを中心としながら、リーダー育成ということを考慮に入れながら、例えば市内の屋内施設等で、そういうのを活用させていただいたりしながら、学校間の宿泊研修、こういうものの可能性も含めまして、今後の検討課題とさせていただければと、そんなことを思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、本巢市の施設も利用しながら先を見て、またそういう課題に検討されていくというお答えをいただきましたので、そのように進めていただきたいと思えます。2番目の質問はそれで終わらせていただきまして、次の通学路について御質問をさせていただきます。

前回は質問をさせていただきましたけれども、今回通学路であるということがわからない家庭、また地域の方に聞いても、どこが通学路ということがわからないと。また車で運転している場合、いろいろな標識も通学路に立ててあると思うんですけども、やっぱり運転していると、道路ばかり見ていると標識を見落とす面もあるんで、できればわかる標識にかわるものをお願いしたいということで、第1点目の質問ということで、通学路ということが一目でわかるような標識、あるいはカラー舗装でここは通学路ですから、危ないですから気をつけてくださいな、というような標識が一目でわかるような、そういうような考え方、危険な箇所だけということにはなると思うんですけども、そういうことも考えられないか、お伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

ただいま通学路ということにつきまして、一目でわかる標識、これもなかなか難しゅうございますので、カラー舗装ということのお話があったわけでございますが、通学路の安全確保につきましては、本年度より総合企画課、それから建設課、そして学校教育課、この3課が連携をいたしまして、危険箇所の改善・改修のための検討会を立ち上げたところでございます。この検討会におきましては、各地区からの危険箇所にかかわる情報等を集めまして、道路整備や商業施設立地の状況、

そして交通情勢の変化、住宅環境などの要素並びに危険度、緊急度などを検討いたしまして、より安全な通学路整備に取り組んでまいることになっているところでございます。

議員御指摘の標識とかカラー舗装につきましても、この会で検討を進めてまいりたいと、そういうふうにも思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、カラー舗装の方も検討するというお答えをいただきましたのでいいんですけども、中でもその三つの課で検討されていく、前回からその会をつくっていただいたということをまずお礼をいたしますけど、その会で今度はいろいろ検討をされていくんですけども、やっぱり危険な箇所を見て回れることもあると思いますが、地域からもここはもう少しはっきりわかるような標識とかカラーとか、そういうことも考えていただけないかという御意見もあると思うんですね。そういうものも踏まえて、その会の中でよく検討をして進めていただきたいなあと思いますので、住民の方の御意見もお伺いをされると思うんですけど、その点についても考えて進められるかということで、それだけを聞きたいと思いますので、お願いします。

議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

地域からの、特にここが危険ですよという情報でございますけれども、またあわせまして今、先生が御指摘いただいておりますのは、カラー舗装、これが本当に安全な通学路を確保するために必要ではないかという御指摘であろうというふうに受けとめるわけでございますが、このカラー舗装につきましては、今申し上げましたように、子どもが考えておりますより安全な通学路確保ということにつきまして有効な手段であるというふうに考えておりますので、本年度より新しく立ち上がりましたこの3課での検討会でございますが、この会で前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えますので、どうかよろしくお願いたします。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今いろいろお聞きしまして、前向きに検討をされると。また、その三つの課の新しく立ち上げた会で、いろいろ皆さんの意見もお聞きしながら進められるということですので、よろしくそのところをお願いいたします。

一応、いい御返事をいただきましてありがとうございます。これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、6番 高橋勝美君の発言を許します。

6番（高橋勝美君）

通告に従いまして、議長のお許しを得まして質問をさせていただきたいと思います。

初めに、公共施設の利活用についてということで、市民の皆様方が利用している施設において、設置以降、月日がたち、利用率の低下及び利用されなくなった施設が見受けられるので、利用の少ない施設や老朽化施設の統合・廃止等を考え、また現在の利用状況はどうかということ、総務部長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは1点目の、公共施設の現在の利用状況はという御質問にお答えをさせていただきます。

公共施設の利用につきましては、一般的に市庁舎など行政執行をするための施設と、公民館など市民の皆様にご利用していただくことを目的とした施設とに大別することができると思います。

各分庁舎は行政執行のための施設で、合併前に使用されていた議場とか議員控室等々についても、利用率が非常に低い状況も見受けられます。またそれ以外の施設にも、設置以降年月がたちます、いわゆる経年と申しますか、そういうことによって、時代の流れとともに利用率の低下、また利用されなくなった施設も、議員御指摘のとおり散見される状況でございます。

現在、本巢市行政改革大綱実施計画において、議員御指摘のとおり施設の統合とか廃止、公共施設の管理・運営について、現在も見直しを進めているところでございまして、利用率の少ない施設や老朽化した施設の場合の統廃合も検討をするということでございます。

また住民ニーズの変化によっては、施設の設置目的以外の利用も検討をしていく必要があるのではないか、かように考えております。以上答弁といたします。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

6番（高橋勝美君）

今、御答弁いただきましたが、それと2番目に活用していない事情だとかいう話も出ましたが、そういう部屋の今後の利用計画、例えば改修をして行政には使えないということですが、それが一部の公民館活動等の部屋に模様がえをするというようなことはできないでしょうか。その辺、利用していない部屋のお話をちょっとお聞きしたいと思いますが。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷺見良雄君。

総務部長（鷺見良雄君）

それではお答えをします。

現在、事務事業を行政改革大綱の中で設置されております施設の統合・廃止に向けた取り組みの中で、現に昨年、一昨年と合わせて議場等の利用が倉庫とか物置化しているということで、これらの利用についてということで、職員の中でも検討はしております。ただ、議場の場合、段差とか窓が少ないとかいろんな問題があって、全国合併した町村において、それらの旧の議場の跡利用については非常に利用が進んでいない状況でございます。一部においては、市民に貸し出すような形で、小さな小ホール的な活動も見られるということでございます。

現在、本巢市としては本庁以外の根尾、糸貫、真正の議場等については、施設職員が事務執行をする上で施設が狭小になっている部分もあるということで、一部を倉庫がわりに使用しているというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、現在の市の施設のあり方の中で、議員御指摘のように市民ニーズに合わせたところの施設の利用、見直しについては全公共施設を対象といたしまして、その中で必要なものについては今後検討を加えていくということになるかと思えます。

いずれにいたしましても、市民ニーズがどの程度、どういう形でそのニーズが発生しているかということについても、検討を加えながら現有の施設の最も効率的な利用に向けた取り組みを今後も続けていく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

6 番（高橋勝美君）

先行きいろいろお考えいただけるということでございますが、特に合併前からでございますけれども、糸貫地域におきましては公民館がないわけでございます。分庁舎と一緒にしている状態でございます。いろいろ市民の皆さん方から私の方へ入ってくるのを読みますと、公民館活動するのに施設・設備等不十分であり、公民館の主催事業として取り組めない講座もあり、実活動クラブの数も他地域に比べて多く見受けられるので、欲しい。他市町では生涯学習センターが設けられているが、本市も各種の生涯学習講座や市民参画の生涯学習活動の推進をするためにも、そういう施設が欲しいわけでございますが、それで補助金等に係る予算の執行の適正化というようなこともあたりして、一定の条件でないと施設が使えないということがあられるわけでございますが、それを転換して使えるようなことは可能になりませんかということなんです。

それで、特に今、糸貫地区であります富有柿センターを本巢市の生涯学習センター等の拠点として使用できるような転換はできんかどうかということ。またパソコン室をつくり、市民のITリテラシーの向上の推進のためにも考えていただけないかということ要望しまして、ちょっとその辺の先のことをお聞きしたいと思えますけど。

議長（後藤壽太郎君）

要望ではなく、答弁が要るんですね。

はい、鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、今御質問いただきました内容で旧の糸貫地域云々ということが話題として出ておりますが、いずれにいたしましても住民の皆様、市民の皆様の要望の強いものについて、状況を把握しながら必要なものは設置をしていく。利用されないものについてはやめていく。これは基本的にはスクラップ・アンド・ビルドと申しまして、決められた財源の中で施設を有効的に活用していくためには、それらの判断も必要になるかと思えます。

また、議員御指摘いただきましたように、施設によって、特に富有柿の里等のことだろうと思うんですが、国の補助をいただいた施設ということで、一定の利用目的の条例を含めて制定をしながら補助を受けて設置をしてきたということでございまして、それらを目的以外に使用する場合には、議員御指摘のように補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法といいますが、それらによって制限がされてきているのが事実でございます。それらが昨年度だと思っておりますが、一部改正をされまして、おおむね10年以上設置目的に合って使用した場合には、それらを処分したり、他の目的に変更する場合には、設置補助をしている省庁との協議の上において検討が加えられていくと。補助金を返せという制度から一歩進んで緩和されてきているのも事実でございます。

ITとかりテラシーの向上という話も出ましたが、本巢市は基本的には合併をして、だれでも、どこでも市内の施設が利用いただけるというのが基本原則になっておりまして、それでもなおかつ不足すると強い要望がある場合には、それらの点も踏まえて、今後検討をしてみたいと、かように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

6番 高橋勝美君。

6番（高橋勝美君）

先行き明るいお話が出ましたが、そういうことで早く検討していただきまして、関連省庁ともよく御検討していただきまして、できるだけ早い時期に市民のニーズに合わせた施設に改造できれば、よろしくお願いをしたいと、かように思いますからよろしくお願いをします。

それと2番目の行政改革の一環としてということで、藤原市長さんにお尋ねしたいと。要望と、また今後のこともお願いをしたいと、かように思っております。

本巢市も、合併して5年5ヵ月たちました。藤原市長も就任されて1年5ヵ月が経過しようとしております。市長も3月の定例議会の予算編成方針の中で、特に普通交付税、合併算定替から一本算定に完全移行される平成31年度には、現在の交付税額に比べ約13億円の減税が見込まれる状況であるという報告がございましたし、また一方歳出の面では、少子・高齢社会の進展等による扶助費の増加を初め、主要事業実施に伴う地方債の大量発行により、後年度の公債費増や既存施設の維持

管理費等の大幅な増加が見込まれるとの報告がございました。このまま推移すると数年後には経常経費を含めた義務的な経費ですら一般財源で賄えない状況になり、道路施設の整備などは無論、施設の維持・修理もできないような危機的状況を迎えるようとしている。

将来にわたり健全性を維持していくためには、今から5年後、10年後の収入に見合った歳出規模、財政構造にしていかなければなりません。そのために、市政総点検を確実に進め、今まで以上に事業継続の可否を含めた見直しや、徹底した経費の節減に努めていくことが必要であると報告がございましたが、行政改革の一環として職員の皆さん方も、政策研究グループでいろいろと検討をされていますが、市が実施している事業について、広く民間事業者やNPO法人などへ事業の委託化や委託事業の仕様見直しに関する提案を募集し、また民間から市が実施している事業に対し、廃止や縮小などの提案も受け、市の事業の外部委託を進めていく行政のスリム化を図るとともに、民間事業者の創意工夫により、より効果的で質の高いサービスを提供し、また市民の視点で事業を見直し、委託化と仕様見直しの提案は、提案内容をみずから実施できる市内外の民間事業者のNPO法人や市民団体等を対象に募集をし、審査会を構成し、採択された提案は、翌年度実施に向けて担当課が予算化、契約等に取り組んでいく制度で、民間提案型事業改善制度を導入したらどうかということをお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、高橋議員御質問でございました行政改革、それに関連した民間提案型の業務改善制度というお話がございました。前段の方で議員の方からお話ございましたような、市のおかれている状況というお話もございました。全くそのとおりでございまして、そういったことも踏まえて、これからしっかりと行政改革に取り組んでいかなければならないというふうに私自身も思っております。

今、議員の方から御提案がございました、いわゆる民間提案型業務改善制度というものでございますけれども、この制度を少しお話させていただきますと、従来、行政が行っていた事務事業のうち、民間事業者が実施した方がより効率的で、質の高いサービスを提供できるようなものにつきましては、外部委託を行うことによりまして、民間活力の活用と行政のスリム化と両方を推進しようという考え方に立脚した制度ということで、全国的には既に導入している自治体もございます。

この制度は実際に業務を担いたいという民間事業者から創意工夫された提案をいただくことによりまして、民間事業者の間で競争原理が働き、コスト面だけではなくサービス内容、また業務内容につきましても改善が図られるということ。また担い手となり得る意欲と能力を備えた企業やNPO等との協働による公共のサービスの提供につながるというようなことで、さまざまなメリットの期待もできる制度だというふうに言われております。

しかしながら、実際の導入に当たりましては、この一つ目には、積極的な提案を行っていただく

ためにはインセンティブをいかに高めるか、その高める仕組みづくりですね、そういったこと。また二つ目には、費用対効果などの改善につながるすぐれた提案を行っていただけるように、そういった仕組みづくり。また三つ目には、能力とか意欲を兼ね備えた多様な担い手の発掘と育成というようなさまざまな課題もございまして、近隣のいろんな状況、それから市内の状況等々をこれからも、こういう点で見ながらやっていかなければならないのじゃないかなというふうに思っております。

そういったことで、まずは私どもの足元をしっかりと固めることが最初に必要だろうということで、先ほど議員の御指摘にもございましたように、市の置かれている状況云々ということ踏まえますと、まず自分自身らがしっかりと行政改革をして、不要不急のものは切りながら、スクラップ・アンド・ビルトに立って、しっかりした事務事業の見直しということ。そして、こういう財政状況に置かれますよということを、職員にもしっかりと意識を持ってもらって、そういった中で、行政改革を確実に進めるという中で、今お話にもございましたような民間提案型の業務改善制度というのも、そういう見直しの中で取り組むことを今していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、他の自治体でも既に取り組んでいるところもございますので、そういった例もこれから研究させていただきながら、より実効性の高い、有効性の高いものに市としてしてまいりたいということで、取り組む場合にもそういうような方法で活用してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

6 番（高橋勝美君）

民間提案型の業務改善制度については、いろいろ藤原市長さんから庁内の職員等からもよく検討しながら進めていただきたいというお話でございまして、今後、これをよく政策研究グループの中でも検討していただきまして進めていただきたいと、かように思っております。

それと市民公開の外部評価制度は、私が見学に行ったときにもお話を聞いた部分もありますが、市が実施している事業について、市民から評価委員を選考して公開の場で評価等に取り組み、市政や市の事業に対する市民の関心を奮起するとともに、市民の目線で事業の改善をしていこうとの考えの制度であり、評価制度は市民に対して今後重点化する必要があると思う事業、課題が多いと思う事業などを聞くアンケートを実施し、評価委員は原則としてすべて公募し、多くの市民に応募してもらい、アンケートの中で、評価委員への要望や傍聴への参加も呼びかけ、評価する事業はアンケート結果を踏まえて評価委員が現場を視察したり、事業内容を十分に検討し、事業の評価を実施する市民公開外部評価導入制度を持ち込んだらどうかなということ、これも一つ提案として申し上げるわけでございますが、その辺をちょっと、今後、市長さんどうのお考えか、お尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

市民の公開外部評価制度につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

先ほどの提案型の業務改善制度といったような制度と表裏一体のような形になると思いますけれども、市民の皆さん方に外から市政をしっかりと見ていただくと。そして、いろいろと提案をしていただくというようなことをございまして、いずれにいたしましても、外部から市の業務を見ていただくというのは大変大事なことをございまして、私どもも内部評価だけじゃなくて、そういった市民の視点での外部評価ということは大変必要だろうということで、今、既に私どもの方もちょっと似たような形ではございまして、市の方でも取り組んでいるところでございます。

しかしながら、この辺も市民の皆さん方に市政に関心を持っていただくという大きな利点もございまして。そして、市の職員にも外から見られているということで、自己規制、また自分らで自己改革をしていかないかというような両面を持ったいい制度であるということで、これからは外からしっかりと見ていただくということは必要だろうというふうに思っております。

私どもが今現在やっておりますと申し上げましたけれど、いろいろな市の計画をつくったり、それから前回私もやりました市政総点検というようなことの取りまとめ等でもパブリックコメントというようなことで、市民の皆さん方にその都度、その都度御意見をお聞きをして、そしてまた市の政策の方に生かしていくという仕組みを今現在、少なからず取り入れているところでございまして。けれども、これで十分だというふうには思っておりません。先ほど議員御指摘のように、あわせてそういうお話もございましたような、幅広く市民の意見を聞くというようなことで、抽出せずに、課題があればたくさんの方に意見照会をして、その中からまた意見をいただいて、それをまたこちらの方で専門家の意見とか、それから有識者の方々、それからまた市民の代表の方とかというような方で中身を見ていただいて、それをその後市政に生かしていく仕組みというふうなお話だろうと思っております。

そういうことをございまして、先ほどの民間提案型業務改善と同じように、まずその前に、そういうものを導入するに当たって、我々の方でも内部でしっかりと受けとめられるそういう体制をやって、そして、外の皆さん方の意見もお聞きするというふうにしていきたいなと思っております。これも今後の市政を進める上での検討課題と。そして、先ほどの民間提案型業務改善制度とあわせて、市の中でしっかりと研究させていただいて、導入するとしたら、しっかりとした形で導入に向けての対応をまいりたいというふうに考えますので、どうかよろしくお願ひいたします。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

6 番（高橋勝美君）

ありがとうございます。これから前向きにそういうことを考えていただくと同時に、身近な行政サービスを提供する機能を高めながら、コストを減らし、目的で合併した自治体は特別交付税を受け取ったり、合併を推進したりという地方債を発行することができるなど、国は手厚い財政支援を用意して後押しをしてもらえたが、これからは国も財政が大変なために、このような支援もなくなると思われます。

6月10日の日経新聞に来年度総務省の地方自治体のいろいろな改正等が載っておりますが、総務省は、自治体同士が業務の組織を統合しやすくする方針で、来年度から地方自治法を改正して、複数の自治体による共同関係の設置を大幅に認める。会計などの事務部門を統合すれば、職員も減らせるほか観光や産業振興などを共同化し、広域での政策に取り組めるなどの効果が期待できる。自治体同士の連携によって地域の活性化や合理化、行政サービスを目指し組織のスリム化をし、サービス向上を促そうとしているということで、来年度から自治体が統合可能にというようなことで、6月10日の新聞にも出ておりました。というようなこともありますから、先ほど来市長さんからもお話もありますし、また隣接市長さんが一般質問の答弁で、行政事務の民間委託の見直し時期ではないかというようなお考えもされておるようでございますもんで、当本巣市等もその辺のところをよくこれから先考えていただいて、健全財政を保てるようにひとつ御努力願いたいと、私はかように思っております。どうもいろいろ御答弁ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きます、9番 浅野英彦君の発言を許します。

9番（浅野英彦君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。

今回3点を質問させていただきます。

午前中に高田議員から御質問があった、農地の耕作を放棄するような農地がたくさん中山間地にはあるという話が首長の方から答弁されました。そんな中のこともありながら、私も本当に近在にそういう農地を点々と見ます。そんなことで、神海と木知原にまだまだ未整備の農地がたくさんあります。そういう点で、とりあえず1問目の質問をさせていただきたいと思っております。

神海の未整備の農地は、戦後間もなしに一応は当時の土地改良ということをした場所なんです、一地区が5アールということで本当に小さな圃場なんで、やはり今の近代的機械化農業の中では立ちおくれた農地でございます。この地域と木知原の本当に全く基盤整備の行われていない点の面積は、一番目にとりあえずどのくらいあるのかお聞きしたいと思っております。よろしく願います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは浅野議員さんからの神海、木知原地域の未整備農地についてということで、面積についてのお尋ねでございますが、市管理の農家基本台帳の地区の集計をして確認をいたしました。神海地域については樽見鉄道沿いの西側に未整備区域が集中している状況でございます。

田につきましては16.6ヘクタール、畑につきましては7ヘクタールの23.6ヘクタールが未整備な状況となっております。

木知原地域につきましては、国道157号沿いの農地を集計したわけでございますが、田については15ヘクタール、畑については0.2ヘクタールの合計15.2ヘクタールが未整備の状況となっております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9 番（浅野英彦君）

ありがとうございます。

本当にたくさんの農地が未整備であると思います。ちなみに金原にも少しあるんです。1町歩に満たないと思うんですが、こういう農地に対して、これから本当にどうやって、先ほど高田議員がおっしゃられたように、本当に耕作を放棄するような場所にどんどん行って行かろうと考えられる場所で十分あると考えられます。そんな中で、こういう地域に対してどんな指導を、またどんな考え方をして当たっていかれるかを、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

こういった未整備の農地に対して、今後どういうふうを考えていくかということでございますが、神海の地域に関しましては、昭和30年代の前半に圃場整備を実施された地域であります。標準の区画は5アールで農道も整備されておりますが、幅員も狭く小型機械しか入れないのが現状であります。また、農家の高齢化が進み、担い手不足が深刻な状況となっております。

木知原地域につきましては、土地基盤が未整備のため、農業の機械化、生産施設等の整備も大変おくれておまして、土地利用や生産性も非常に低い状況であります。

そのため、昭和50年代より幾度か説明会を開催するなどしてきておりますが、地元関係者全員の同意を得られず中断をしているところでございます。

市としましても、このままでは優良農地の放棄につながる恐れもありますため、将来の効率的な農業経営、集落営農に向けての働きかけに努めているところでございます。

両地域とも現在、事業実施に向けた条件としての土地所有者、耕作者等関係者全員の同意に達していないため事業実施に至ってはおりませんが、市の長期計画には継続事業として位置づけております。

今後、農業者や地域が主体となり合意形成をしていただければ、地域の営農ビジョンに即した基

盤整備を計画していきたいと考えております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9 番（浅野英彦君）

私の想像どおりのお答えですが、本当に私が常日ごろ思うことは、神海も本当に圃場整備されたところが半分ありまして、機械化組合もできました。そういうふうで一生懸命、集落営農に向かっているかどうかはまだ定かではございませんが、何とか農地の集約をして、自分たちで頑張っやっていこうと、次の世代に送っていこうと、本当に一生懸命頑張っておみえになる方々がお見えになります。

そんな中で、先ほど言われると神海が23ヘクタールぐらいあるし、整備されたところもそれぐらいあると思います。と思うと、半分半分では、本当に集約していくにもなかなかこういう指導的な立場の方々も非常に困難に思っております。そう思います。そんなふうではどうしても神海の方々、そして木知原も本当にまだ未整備な状態の中では、本当に半数以上の農家の方々、地権者の方々がこのことを望んでおると思います。

そういう点では、私もまだまだ勉強不足でよくわかっておりませんので、具体的には大体今どんな補助事業が、どのように行われているか、国・県の要綱の部分を少し御紹介願えたらありがたいんですが。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの圃場整備の事業としましては、二つの事業が考えられます。

一つは県営中山間地域の総合整備事業でございまして、採択要件としての受益面積が20ヘクタール以上ということでございます。この中で補助率でございまして、国が55、県が30%でありまして、残りの15%が市を含めた地元ということでございます。

もう一つにつきましては、農地環境整備事業でございまして、これにつきましては採択要件としての受益面積は10ヘクタール以上ということで、先ほどの半分でございます。これにつきましては補助率でございまして、国につきましては先ほどの事業と同様に55%でございまして、県については規定されていない状況でございます。県に伺いましたところ、先ほどの県営中山間地域の総合整備事業、こちらの方は県で30%でございまして、これに準じて考えていきたい、検討中ということでございました。

いずれにしても、両方の事業とも片方は15%、もう片方も15%ぐらいではないかなあと、こういった状況でございます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

どうもありがとうございます。

本当にこの二地域を何とか少しでも整備していきたいというふうに私自身は思っておりますが、先ほど答弁の中にもありましたように、全員の同意が欲しいというこの部分、本当に住民にとっては大きな問題であり、課題となってくるころだと思えます。

そういう点では、これからの御指導をお願いしたいし、それからこういう基盤整備の事業は単純に10アールあたり200万ほどの事業費が要するとするならば、30ヘクタールもあるとすると相当な金額になりますよね。単純に計算しても6億なり7億なりというような数字になります。そういう数字をずっと計算しますと、この今の時期、何とか少しでも景気対策、地域の方々にも少しでも役に立っていくのではないかと、そういうふうにも考えられます。

そんな点では今言った全員の同意、この部分が本当に大変なことになると思うんです。そういう点では部長さん、もちろん市長さん初め、少しでも行政的な指導、また御協力を願って、住民にしっかりしたこういう事業の説明を市民の方々は、私もそうですが本当に知らない点がたくさんあるかと思えます。その点はどうやってつくっていくかというのも、これは政治という点ではないかと思っておりますので、お答えは結構なんです。要望として、これからは本当にここ二、三年が勝負だと私は思っておりますので、よく考えていただきたいし、またこの二地域、またうちの金原も少しありますが、そういう地権者の方々が本当に真剣に必要性を感じていていただきたいなというふうに思っております。答弁ありがとうございます。

ではその次に、二番目の市道の整備についてということで質問させていただきます。

前市長のときに、市道整備の計画というか委員会が設置されて検討されたと思うんですが、西部連絡道がもう8割、9割きれいになってきた中で、次の段階でせんだってもお聞きしましたが、北野、郡府、春近の地域の市道の整備をしていくんだという計画路線を見せていただきました。それ以外にはどんなふうに計画をされているのか、我々説明を受けていないので、できれば少しお願いできかなということ、お聞きしたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは市道整備についてということで、北野、郡府、春近地域以外の計画ということでございますけれども、合併に伴いまして、新市としての一体的なまちづくりを前提に地域間交流の促進と地域の活性化などをキーワードとしながら、地域道路ネットワークの整備は必要不可欠と考え、平成19年度に道路網計画を作成しております。

作成に当たっての項目としまして、一つ目に、隣接市町との交流道路であるか、二つ目に、地域経済発展につながる路線であるか、三つ目として、交通渋滞の緩和につながる路線であるか、四つ

目として、地域主体で望まれる路線であるか等々の9項目の視点から評価をいたしまして、5年で区切る短期・中期・長期の計画として、九つ路線を位置づけております。

代表的な路線が西部連絡道路でありまして、また御指摘の北方町の境から春近を経て北野へ向かう市道0007号線でございます。

そのほかには、根尾川左岸堤防道路、本庁舎西側を南北に走ります市道1011号線、軽海から瑞穂市境をつなぐ市道2016号線、さらにリバーサイドモールの西側を南北に走ります市道1007号線等々でございます。

今後、評価の高い路線から順に計画していきたいというふうに考えておりますが、市単独の財源では負担が大きいですので、国の補助制度を受けて整備推進していきたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

事細かに教えていただいて、ありがとうございます。

また今度お邪魔したときに、ちょっと図面も少しいただけたらと思っておりますので、お邪魔に上がりたいと思っております。

今言われた、ちょっと申しわけありませんが短期・中期・長期という計画で9路線を位置づけておりますということなんですが、この部分というのは、今おっしゃられた6路線に関しては早目にやるということなんでしょうか。ちょっとそれだけ先にお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

この9項目の視点から評価しまして、5年ごとに短期・中期・長期ということで、九つの路線をそれぞれの三つの計画域に区切ってあります。そういうことで、今、現在におきましては、市が始まって5年ちょっとございまして、短期の部分について今、とりあえずこれから中期の方に入っていくとこういった状況でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

ありがとうございます。

もう一点、市道の話でちょっとお聞きしたいのは、本巢市地域の市道の木知原長谷線なんですけど、この路線はうちの地域ではもう少し上の方でちょっと整備をしていこうではないかというような計画もあったように聞いております。今の段階は本当にそう多くの方が御利用しておられるわけではあり

ませんが、やはり木知原の入り口の辺が非常に難しいんでなかなか大変だと思いますが、この点について計画があるとするならば、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

市道木知原長谷線の改良計画ということについてでございますが、市道長谷線の舗装につきましては、著しい老化が見られまして、早期の打ちかえが必要と考えております。しかし、昨年度に水道事業の配管工事のための工事が所管課において発注されていますので、その工事の完了を待って着手したいと考えております。

さらに、地元自治会からは路線の狭小箇所につきましては、この舗装整備に合わせて待避所整備の要望が申請されておりますので、計画に盛り込む方向で考えていきたいと考えております。ただし、この路線は舗装延長が長いので、複数年にわたっての計画となりますが、だれもが安全に走行できます、安全で安心な道路体系を構築したいと考えております。

なお、先ほどの集落の中の関係につきましては、先ほど上げられました圃場整備等とあわせて、国道からのつなぎは考えていくということで、今の時点では集落の国道との接する部分につきましては、そういった圃場整備とあわせて考えていくものというふうに考えております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9 番（浅野英彦君）

ありがとうございます。

自治会からも待避所整備を要望されているというお話ですので、頑張ってやっていっていただけたらありがたいと思っておりますし、私も簡単に考えると、前面にある農地の整備ができていくことが木知原の入り口になっていくんだらうとは思っておりますが、これも地域の住民の要望というのは本当に必要になってくるかと思えます。舗装だけでもできていくということはありがたいと思っております。

では、次の質問をさせていただきます。

3 番目に、本庁舎を含め、すべての市の施設管理等に必要な備品及び消耗品の購入についてなんですが、購入はどのように今行っておりますかということ、まず 1 番にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、備品及び消耗品の購入についての1番目でございます。方法はどのように行うかということでございます。

本巢市の契約規則第24条によりますと、一般的には予定価格が80万円を超えない場合は随意契約、80万円を超える場合には指名競争入札によって購入するという形になっております。以上回答いたします。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

ありがとうございます。

このくらいはちょっと聞いてくればいい話なんです、次は順番にいきたいと思います。

そういう制度で今、きちっと管理をしているということなんです、それではこの業者の中には、市内の業者からはどのくらい仕入れているのかなということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、市内業者からの仕入れの問題について、お答えをいたします。

一般会計の前年度実績でございます、備品が約7,300万、消耗品類が1億4,900万円、合わせて2億2,200万円ほどの購入になっております。

そういう状況下の中で、市内の業者からどう買っているかということでございます。大体そのうちの約25%の5,600万円ほどが市内業者からの購入になっておりして、残り1億6,600万円ほどについては、基本的には市内業者が取り扱っていない消防関連備品とか、市のごみ袋とか、図書館及び小・中学校の書籍、教材、そういうものが主なものになっておりまして、可能な限り市内業者の活用に心がけているところでございます。以上回答いたします。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

ありがとうございます。

なぜこのような質問をさせていただいたのかというと、本当に今大変な状況下、本当に景気は鎮静化して、少し株価が上がってきたなんて言っておりますが、中央の波よりも少しおくれるのが地方だと思っております。今、地方は本当にどん底におるのではないかというふうに私は思っております。そんな中で市が少しでもやってやれること、3月に市長からいろんな対策が出されまして、これはありがたいと思っておりますが、そういう部分だけではなく、本当にきめ細やかなことをお願いをしていきたいというふうなつもりで、今回質問をさせてもらったんですが、こういう

ことに対して、市としては今、どんな考えを持っているのか、またこれからの市内業者の育成・推進に関してどんなふうを考えているかを、少しお聞かせ願えたらありがたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷺見良雄君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、小さい3点目の景気回復対策として、市内業者の業者利用に対してどのように考えているかということについて、御回答申し上げます。

先ほど説明いたしましたように、基本的には随意契約ないし指名競争入札の方法によるということでお答え申し上げましたとおりで、随意契約、指名競争入札等に関しましても、物品の指名人名簿により基本的に指名委員会において業者を選定しております。

その内容につきましては、市内業者で対応可能な品目の登録が物品の指名人名簿にあれば、その業者を市内業者という位置づけのもとに優先的に考えております。備品や消耗品の購入以外でも小さなことですが、本年4月より小規模修繕契約希望者登録制度というものを設けまして、市長が申しておりますように、市内経済の活性化に向けた取り組みを少しでも市とのかかわり合いの中で、市内業者の方に参画・参加をしていただくためには、こういう制度も必要であろうかということで、設けて、現在の市内業者優先発注ということ基本的に考えております。

いずれにいたしましても、今後ともこう状況下でございまして、市内業者の皆様方に受注機会の確保に向けて、職員にも先ほど言いました小規模の登録制度の利活用についても積極的に周知させながら進めていくというように考えております。以上回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

浅野君。

9番（浅野英彦君）

ありがとうございます。

行政側も本当にこの不況を何とかという気持ちは十分わかりましたんで、ありがたいと思っております。このことを本当に申しわけありませんが、体制が悪いということではありませんが、本当に職員の皆さん方、特に担当者にしっかり周知していただいて、詳細な点を見たら、やっぱりこういう市内業者がおったやないかというよう話があるかとも思います、正直に言って。仮にそれが小さな金額であっても、やはり少しでも推進してあげること、こんなことも本当に市民の皆さんに見せていく行政の皆様方の姿ではないかなということを思っておりますので、強くその点を要望して、簡単ではありましたが私の質問としたいと思います。

どうもありがとうございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

あす6月17日午前9時から本会議を開会し、引き続き、市政一般に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

